

【令和5年5月8日法21号】

令和5年改正私立学校法

* 新旧対照

* 準用する一般社団・財団法人法

* 対応する施行令（令和6年6月14日 政令第209号）

* 対応する施行規則（令和6年6月14日 省令第21号）
（令和6年9月30日 省令第28号）

* 「目次：条文ページリンク」・「しおり」付き

【目 次】

頁	改 正 後 目 次	改 正 前 目 次	対応する一般社団・財団法人法	対応する施行令・施行規則
1	第 1 章 総則 第 1 条 （この法律の目的） 第 2 条 （定義） 第 3 条 第 4 条 （所轄庁）	第 1 章 総則 第 1 条（この法律の目的） 第 2 条（定義） 第 3 条 第 4 条（所轄庁）		
1	第 2 章 私立学校に関する教育行政 第 5 条 （学校教育法の特例） 第 6 条 （報告書の提出） 第 7 条 （私立学校審議会等への諮問） 第 8 条 （私立学校審議会） 第 9 条 （委員） 第 10 条 （委員の任期） 第 11 条 （会長） 第 12 条 （委員の解任） 第 13 条 （議事参与の制限） 第 14 条 （委員の費用弁償） 第 15 条 （運営の細目）	第 2 章 私立学校に関する教育行政 第 5 条（学校教育法の特例） 第 6 条（報告書の提出） 第 7 条 削除 第 8 条（私立学校審議会等への諮問） 第 9 条（私立学校審議会） 第 10 条（委員） 第 11 条 削除 第 12 条（委員の任期） 第 13 条（会長） 第 14 条（委員の解任） 第 15 条（議事参与の制限） 第 16 条（委員の費用弁償） 第 17 条（運営の細目） 第 18 条～第 23 条 削除		
3	第 3 章 学校法人 第 1 節 通則 第 16 条 （学校法人の責務） 第 17 条 （資産） 第 18 条 （機関の設置）（新設） 第 19 条 （収益事業） 第 20 条 （特別の利益供与の禁止） 第 21 条 （住所） 第 22 条 （登記）	第 3 章 学校法人 第 1 節 通則 第 24 条（学校法人の責務） 第 25 条（資産） 第 35 条（役員） 第 26 条（収益事業） 第 26 条の 2（特別の利益供与の禁止） 第 27 条（住所） 第 28 条（登記）		●第 1 条（収益事業の種類） ●第 1 条（特別の利益を与えてはならない学校法人等の関係者） ●第 2 条（法人が事業活動を支配する法人等）

頁	改 正 後 目 次	改 正 前 目 次	対応する一般社団・財団法人法	対応する施行令・施行規則
5	第2節 設立 第23条 （寄附行為の認可） 第24条 （寄附行為の認可の審査） 第25条 （寄附行為の補充） 第26条 （設立の時期） 第27条 （寄附行為の備置き及び閲覧等） 第28条 （一般社団・財団法人法の規定の準用）	第2節 設立 第30条（申請） 第31条（認可） 第32条（寄附行為の補充） 第33条（設立の時期） 第33条の2（寄附行為の備置き及び閲覧等） 第34条（一般社団・財団法人法の規定の準用）	第158条（贈与又は遺贈に関する規定の準用） 第164条（財産の帰属時期）	●第3条（寄附行為認可申請手続） ●第4条（文部科学大臣の認可の手続） ●第5条（電磁的記録） ●第6条（電磁的記録の備置きに関する特則） ●第7条（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） ●第8条（情報通信の技術を利用する方法）
9	第3節 機関 第1款 理事会及び理事 第1目 理事の選任及び解任等（新設） 第29条 （理事選任機関）（新設） 第30条 （理事の選任等）（新設） 第31条 （理事の資格及び構成） 第32条 （理事の任期）（新設） 第33条 （理事の解任）（新設） 第34条 （理事に欠員を生じた場合の措置） 第35条 （一般社団・財団法人法の規定の準用）（新設）	第3節 管理 第1款 役員及び理事会 第35条の2（学校法人と役員との関係） 第38条（役員の選任）1～3項・5～8項 第40条（役員の補充） 第40条の4（仮理事）	第285条（被告） 第286条（訴えの管轄）	●第9条（補欠の理事の選任） ●第10条（職務の適正な執行ができない者） ●第11条（子法人） ●第12条（特別利害関係）
11	第2目 理事会及び理事の職務等（新設） 第36条 （理事会の職務等） 第37条 （理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事） 第38条 （理事の忠実義務） 第39条 （理事の報告義務等）（新設） 第40条 （一般社団・財団法人法の規定の準用）	第36条（理事会）1・2項 第40条の3（理事の代理行為の委任） 第42条 第37条（役員の職務等）1項・2項 第40条の2（忠実義務） 第29条（一般社団・財団法人法の規定の準用） 第40条の5（一般社団・財団法人法の規定の準用）	第78条（代表者の行為についての損害賠償責任） 第80条（理事の職務を代行する者の権限） 第82条（表見代表理事） 第84条（競業及び利益相反取引の制限） 第85条（理事の報告義務） 第92条（競業及び学校法人との取引等の制限）	●第13条（学校法人の業務の適正を確保するための体制） ●第14条（理事等の説明義務）

頁	改正後目次	改正前目次	対応する一般社団・財団法人法	対応する施行令・施行規則
14	第3目 理事会の運営 (新設) <u>第41条</u> (理事会の招集) <u>第42条</u> (理事会の決議) <u>第43条</u> (理事会の議事録) (新設) <u>第44条</u> (一般社団・財団法人法の規定の準用) (新設)	第36条 (理事会) 3項 第36条 (理事会) 4項～7項	第94条 (招集手続) 第98条 (理事会への報告の省略) 第287条 (非訟事件の管轄) 第288条 (疎明) 第289条 (陳述の聴取) 第290条 (理由の付記) 第291条 (即時抗告) 第292条 (原裁判の執行停止) 第294条 (非訟事件手続法の規定の適用除外) 第295条 (最高裁判所規則)	●第8条 (情報通信の技術を利用する方法) ●第15条 (理事会の議事録) ●第16条 (理事会の議事録に係る電子署名) ●第7条 (電磁的記録に記録された事項を表示する方法)
17	第2款 監事 (新設) 第1目 選任及び解任等 (新設) <u>第45条</u> (監事の選任等) <u>第46条</u> (監事の資格) <u>第47条</u> (監事の任期) (新設) <u>第48条</u> (監事の解任) (新設) <u>第49条</u> (監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続) (新設) <u>第50条</u> (監事に欠員を生じた場合の措置) (新設) <u>第51条</u> (一般社団・財団法人法の規定の準用) (新設)	第38条 (役員の選任) 4項 第39条 (役員の兼職禁止)	第285条 (被告) 第286条 (訴えの管轄)	●第17条 (補欠の監事の選任)
19	第2目 職務等 (新設) <u>第52条</u> (監事の職務) <u>第53条</u> (監事の調査権限) (新設) <u>第54条</u> (評議員会に提出する議案等の調査義務) (新設) <u>第55条</u> (理事会及び評議員会への出席義務等) (新設) <u>第56条</u> (理事会等への報告) (新設) <u>第57条</u> (理事会及び評議員会の招集) (新設) <u>第58条</u> (監事による理事の行為の差止め) (新設) <u>第59条</u> (学校法人と理事との間の訴えにおける法人の代表) (新設) <u>第60条</u> (一般社団・財団法人法の規定の準用) (新設)	第37条 (役員の職務等) 3項・4項	第106条 (費用等の請求)	●第18条 (監事の調査の対象) ●第19条 (監査報告の作成)

頁	改正後目次	改正前目次	対応する一般社団・財団法人法	対応する施行令・施行規則
21	第3款 評議員会及び評議員 第1目 評議員の選任及び解任等 (新設) 第61条 (評議員の選任等) 第62条 (評議員の資格及び構成) (新設) 第63条 (評議員の任期) (新設) 第64条 (評議員の解任) (新設) 第65条 (評議員に欠員を生じた場合の措置) (新設)	第2款 評議員及び評議員会 第44条 (評議員の選任)		
22	第2目 評議員会及び評議員の職務等 (新設) 第66条 (評議員会の職務等) 第67条 (評議員会による理事の行為の差止めの求め) (新設) 第68条 (評議員による寄附行為の閲覧等の請求) (新設)	第41条 (評議員会) 1項・2項 第43条		●第7条 (電磁的記録に記録された事項を表示する方法)
23	第3目 評議員会の運営 (新設) 第69条 (評議員会の招集の時期) 第70条 (評議員会の招集の手続等) (新設) 第71条 (評議員会の招集等の請求) (新設) 第72条 (評議員による評議員会の招集等) (新設) 第73条 (監事による評議員会の招集等) (新設) 第74条 (招集手続の省略) (新設) 第75条 (評議員による議案の提出) (新設) 第76条 (評議員会の決議) 第77条 (延期又は続行の決議) (新設) 第78条 (評議員会の議事録) (新設) 第79条 (一般社団・財団法人法の規定の準用) (新設)	第41条 (評議員会) 3項～5項 第41条 (評議員会) 6項～10項		●第20条 (評議員会を招集する場合に定める事項) ●第2条(法第70条第5項の規定による承諾に関する手続等) ●第21条 (評議員会の招集に係る情報通信技術利用方法の種類及び内容) ●第22条 (情報通信の技術を利用した承諾の取得) ●第8条 (情報通信の技術を利用する方法) ●第2条(法第70条第5項の規定による承諾に関する手続等) ●第8条 (情報通信の技術を利用する方法) ●第23条 (評議員会の議事録) ●第7条 (電磁的記録に記録された事項を表示する方法)
28	第4款 会計監査人 (新設) 第1目 選任及び解任等 (新設) 第80条 (会計監査人の選任等) 第81条 (会計監査人の資格) 第82条 (会計監査人の任期) 第83条 (会計監査人の解任) 第84条 (会計監査人の選任及び解任等に関する手続) 第85条 (会計監査人に欠員を生じた場合の措置)		第195条 (評議員会への報告の省略)	

頁	改正後目次	改正前目次	対応する一般社団・財団法人法	対応する施行令・施行規則
30	第2目 職務等 (新設) 第86条 (会計監査人の職務等) 第87条 (一般社団・財団法人法の規定の準用)		第108条 (監事に対する報告) 第109条 (定時評議員会における会計監査人の意見の陳述) 第110条 (会計監査人の報酬等の決定に関する監事の関与)	●第24条 (会計監査人が監査する書類) ●第25条 (会計監査報告の作成) ●第7条 (電磁的記録に記録された事項を表示する方法)
31	第5款 役員、評議員又は会計監査人の損害賠償責任等 第88条 (役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任) 第89条 (役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任) 第90条 (役員、評議員又は会計監査人の連帯責任) 第91条 (学校法人に対する損害賠償責任の免除) 第92条 (責任の一部免除) (新設) 第93条 (理事会による免除に関する寄附行為の定め) (新設) 第94条 (責任限定契約) (新設) 第95条 (理事が自己のためにした取引に関する特則) (新設) 第96条 (補償契約) (新設) 第97条 (役員又は会計監査人のために締結される保険契約) (新設)	第3款 役員の損害賠償責任等 第44条の2 (役員の学校法人に対する損害賠償責任) 第44条の3 (役員の第三者に対する損害賠償責任) 第44条の4 (役員の連帯責任) 第44条の5 (一般社団・財団法人法の規定の準用)		●第26条 (責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法) ●第27条 (責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等)
36	第4節 予算及び事業計画等 第98条 (会計年度) 第99条 (予算及び事業計画) 第100条 (役員及び評議員に対する報酬等)	第5款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等 第49条 (会計年度) 第45条の2 (予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画) 1項 第48条 (報酬等)		●第28条
36	第5節 会計並びに計算書類等及び財産目録等 (新設) 第101条 (会計の原則) (新設) 第102条 (会計帳簿) (新設) 第103条 (計算書類等の作成及び保存) (新設) 第104条 (計算書類等の監査等) (新設)			●第29条 ●第30条 (計算関係書類の監査) ●第31条 (監査報告の内容) ●第32条 (監査報告の通知期限等) ●第33条 (計算関係書類の提供) ●第34条 (会計監査報告の内容) ●第35条 (会計監査人を置く学校法人の監事の監査報告内容) ●第36条 (会計監査報告の通知期限等) ●第37条 (会計監査人の職務の遂行に関する事項) ●第38条 (会計監査人を置く学校法人の監事の監査報告の通知期限)

頁	改 正 後 目 次	改 正 前 目 次	対応する一般社団・財団法人法	対応する施行令・施行規則
	第105条（計算書類及び事業報告並びに監査報告の評議員への提供等） 第106条（計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等）（新設） 第107条（財産目録等の作成、備置き及び閲覧等）	第46条（評議員会に対する決算等の報告） 第33条の3（財産目録の作成及び備置き） 第47条（財産目録等の備付け及び閲覧）		●第39条（事業報告書等の監査） ●第40条（監査報告の内容） ●第41条（監査報告の通知期限等） ●第42条 ●第6条（電磁的記録の備置きに関する特則） ●第7条（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） ●第43条 ●第6条（電磁的記録の備置きに関する特則） ●第7条（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
43	<u>第6節 寄附行為の変更</u> 第108条	<u>第3節 管理</u> <u>第4款 寄附行為変更の認可等</u> 第45条		●第44条（寄附行為変更認可申請手続等） ●第45条 ●第46条（寄附行為変更の届出手続等）
46	<u>第7節 解散及び清算並びに合併</u> 第109条（解散事由） 第110条（学校法人についての破産手続の開始） 第111条（清算の開始） 第112条（清算人） 第113条（裁判所による清算人の選任） 第114条（清算人の解任） 第115条（清算人の届出） 第116条（清算人の職務及び権限） 第117条（債権の申出の催告等） 第118条（期間経過後の債権の申出） 第119条（清算中の学校法人についての破産手続の開始） 第120条（裁判所の選任する清算人の報酬） 第121条（裁判所による監督） 第122条（清算終了の届出） 第123条（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄） 第124条（不服申立ての制限） 第125条（残余財産の帰属） 第126条（合併手続） 第127条 第128条 第129条 第130条（合併の効果） 第131条（合併の時期）	<u>第4節 解散</u> 第50条（解散事由） 第50条の2（学校法人についての破産手続の開始） 第50条の3 第50条の4（清算人） 第50条の5（裁判所による清算人の選任） 第50条の6（清算人の解任） 第50条の7（清算人の届出） 第50条の8（清算人の職務及び権限） 第50条の9（債権の申出の催告等） 第50条の10（期間経過後の債権の申出） 第50条の11（清算中の学校法人についての破産手続の開始） 第50条の12（裁判所の選任する清算人の報酬） 第50条の13（裁判所による監督） 第50条の14（清算終了の届出） 第50条の15（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄） 第50条の16 削除 第50条の17（不服申立ての制限） 第51条（残余財産の帰属） 第52条（合併手続） 第53条 第54条 第55条 第56条（合併の効果） 第57条（合併の時期） 第58条 削除		●第47条（解散認可申請手続） ●第48条（合併認可申請手続）

頁	改正後目次	改正前目次	対応する一般社団・財団法人法	対応する施行令・施行規則
51	第 8 節 助成及び監督 第 132 条 （助成） 第 133 条 （措置命令等） 第 134 条 （収益事業の停止） 第 135 条 （解散命令） 第 136 条 （報告及び検査） 第 137 条 （情報の公表）	第 5 節 助成及び監督 第 59 条（助成） 第 60 条（措置命令等） 第 61 条（収益事業の停止） 第 62 条（解散命令） 第 63 条（報告及び検査） 第 63 条の 2（情報の公表）		●第 49 条
54	第 9 節 訴訟等 （新設） 第 1 款 学校法人の組織に関する訴え （新設） 第 138 条 （学校法人の組織に関する訴え） 第 139 条 （一般社団・財団法人法の規定の準用）		第 269 条（被告） 第 270 条（訴えの管轄） 第 271 条（担保提供命令） 第 272 条（弁論等の必要的併合） 第 273 条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲） 第 274 条（無効又は取消しの判決の効力） 第 275 条（合併の無効判決の効力） 第 277 条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）	
56	第 2 款 責任追及の訴え （新設） 第 140 条 （責任追及の訴え） 第 141 条 （一般社団・財団法人法の規定の準用）		第 279 条（訴えの管轄） 第 280 条の 2（和解） 第 281 条 第 283 条（再審の訴え）	●第 50 条（責任追及の訴えの提起の請求方法） ●第 51 条（訴えを提起しない理由の通知方法）
57	第 3 款 会計帳簿等の提出命令 （新設） 第 142 条			
57	第 4 章 大臣所轄学校法人等の特例 （新設） 第 143 条 （大臣所轄学校法人等の定義） 第 144 条 （会計監査人の設置の特例） 第 145 条 （常勤の監事の選定の特例） 第 146 条 （理事の構成及び報告義務の特例） 第 147 条 （評議員会及び評議員の特例） 第 148 条 （体制の整備及び中期事業計画の作成等） 第 149 条 （計算書類等及び監査報告並びに財産目録等の特例） 第 150 条 （寄附行為の変更、解散及び合併の特例） 第 151 条 （情報の公表の特例）	第 45 条の 2（予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画） 2・3 項		●第 3 条（大臣所轄学校法人等の基準） ●第 5 条（文部科学省令への委任） ●第 52 条（最終年度における事業活動に係る収益額の算定方法） ●第 53 条（令第 3 条の規定の適用に関し必要な事項） ●第 4 条（常勤の監事の選定の特例の適用に関する基準） ●第 5 条（文部科学省令への委任） ●第 54 条（寄附行為の軽微な変更） ●第 55 条（大臣所轄学校法人等における情報の公表）

頁	改正後目次	改正前目次	対応する一般社団・財団法人法	対応する施行令・施行規則
59	第5章 雑則 第152条 （私立専修学校等） 第153条 （類似名称の使用禁止） 第154条 （実施規定） 第155条 （事務の区分） 第156条 （経過措置）	第4章 雑則 第64条（私立専修学校等） 第65条（類似名称の使用禁止） 第65条の2（実施規定） 第65条の3（事務の区分） 第65条の4（経過措置）		●第56条（準学校法人への準用） ●第57条（学校法人及び準学校法人の組織変更認可申請手続等） ●第58条（寄附行為の内容の公表） ●第59条（認可申請書の様式等） ●第60条（専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対してこの省令の規定を適用する場合） ●第54条（寄附行為の軽微な変更） ●第6条（登記の届出等） ●第61条（登記の届出等） ●第7条（都道府県知事等を経由する申請） ●第8条（文部科学大臣に対する協議） ●第9条（事務の区分）
65	第6章 罰則 第157条 （役員等の特別背任罪）（新設） 第158条 （役員等の贈収賄罪）（新設） 第159条 （学校法人等の財産の処分に関する罪）（新設） 第160条 （国外犯）（新設） 第161条 （法人における罰則の適用）（新設） 第162条 （偽りその他不正の手段により認可を受けた罪）（新設） 第163条 （過料に処すべき行為） 第164条	第5章 罰則 第66条 第67条		●第6条（登記の届出等） ●第7条（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
67	附則 （1～12）	附則 （1～12）		●第6条（登記の届出等）
69	附則 第1条 （施行期日） 第2条 （役員及び評議員の資格等に関する経過措置） 第3条 （役員及び評議員の任期に関する経過措置） 第4条 （会計帳簿等に関する経過措置） 第5条 （評議員の損害賠償責任等に関する経過措置） 第6条 （学校法人の組織に関する訴えに関する経過措置） 第7条 （役員又は清算人の責任追及の訴えに関する経過措置） 第8条 （会計帳簿等の提出命令に関する経過措置） 第9条 （大臣所轄学校法人等の特例に関する経過措置） 第10条 （罰則に関する経過措置） 第11条 （政令への委任） 第12条 （検討）			

改正私立学校法（準用一般社団・財団法人法／施行令・施行規則付）

（令和 5 年 5 月 8 日法律第 21 号 令和 7 年 4 月 1 日施行）

※下線部は改正箇所

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
第 1 章 総則	第 1 章 総則		
（この法律の目的） 第 1 条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。	（この法律の目的） 第 1 条 （略）		
（定義） 第 2 条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「 <u>幼保連携型認定こども園</u> 」という。）をいう。 2 この法律において、「専修学校」とは学校教育法第 124 条に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校をいう。 3 この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。	（定義） 第 2 条 （略）		
第 3 条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。	第 3 条 （略）		
（所轄庁） 第 4 条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第 1 号、第 3 号及び第 5 号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第 2 号及び第 4 号に掲げるものにあつては都道府県知事（第 2 号に掲げるもののうち地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園にあつては、当該指定都市等の長）とする。 (1) 私立大学及び私立高等専門学校 (2) 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校 (3) 第 1 号に掲げる私立学校を設置する学校法人 (4) 第 2 号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第 152 条第 5 項の法人 (5) 第 1 号に掲げる私立学校と第 2 号に掲げる私立学校、私立専修学校又は私立各種学校とを併せて設置する学校法人	（所轄庁） 第 4 条 （略） (1) （略） (2) （略） (3) （略） (4) 第 2 号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第 64 条第 4 項の法人 (5) （略）		
第 2 章 私立学校に関する教育行政	第 2 章 私立学校に関する教育行政		
（学校教育法の特例） 第 5 条 私立学校には、学校教育法第 14 条の規定は、適用しない。	（学校教育法の特例） 第 5 条 私立学校（ <u>幼保連携型認定こども園を除く。</u> 第 8 条第 1 項において同じ。）には、学校教育法第 14 条の規定は、適用しない。		

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
(報告書の提出) 第 6 条 所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。	(報告書の提出) 第 6 条 (略)		
	第 7 条 削除		
(私立学校審議会等への諮問) 第 7 条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第 4 条第 1 項の認可をし、又は同法第 13 条第 1 項の規定により学校の閉鎖を命ずるときは、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。 2 文部科学大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、学校教育法第 4 条第 1 項の認可（私立大学又は私立高等専門学校の設置の認可を除く。）をし、又は同法第 13 条第 1 項の規定により学校の閉鎖を命ずるときは、あらかじめ、同法第 95 条に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。	(私立学校審議会等への諮問) 第 8 条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第 4 条第 1 項又は第 13 条第 1 項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。 2 文部科学大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、学校教育法第 4 条第 1 項又は第 13 条第 1 項に規定する事項（同法第 95 条の規定により諮問すべきこととされている事項を除く。）を行う場合においては、あらかじめ、同法第 95 条に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。		
(私立学校審議会) 第 8 条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議会を置く。 2 私立学校審議会は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項について、都道府県知事に建議することができる。	(私立学校審議会) 第 9 条 (略)		
(委員) 第 9 条 私立学校審議会は、都道府県知事の定める員数の委員をもつて、組織する。 2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。	(委員) 第 10 条 (略)		
	第 11 条 削除		
(委員の任期) 第 10 条 私立学校審議会の委員の任期は、4 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。	(委員の任期) 第 12 条 (略)		
(会長) 第 11 条 私立学校審議会に、会長を置く。 2 会長は、委員が互選した者について、都道府県知事が任命する。 3 会長は、私立学校審議会の会務を総理する。	(会長) 第 13 条 (略)		
(委員の解任) 第 12 条 都道府県知事は、私立学校審議会の委員が心身の故障のため職務の適正な執行ができないと認めるときその他委員として必要な適格性を欠くに至つたと認めるときは、私立学校審議会の議を経て、これを解任することができる。	(委員の解任) 第 14 条 (略)		

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
（議事参与の制限） 第 13 条 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一人以上に関する事件又は自己の関係する学校、専修学校、各種学校、学校法人若しくは第 152 条第 5 項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。	（議事参与の制限） 第 15 条 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一人以上に関する事件又は自己の関係する学校、専修学校、各種学校、学校法人若しくは第 64 条第 4 項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。		
（委員の費用弁償） 第 14 条 私立学校審議会の委員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。 2 前項の費用は、都道府県の負担とする。 3 費用弁償の額及びその支給方法は、都道府県の条例で定めなければならない。	（委員の費用弁償） 第 16 条 （略）		
（運営の細目） 第 15 条 この法律に規定するものを除くほか、私立学校審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、都道府県知事の承認を経て、私立学校審議会が定める。	（運営の細目） 第 17 条 （略）		
	第 18 条から第 23 条まで 削除		
第 3 章 学校法人	第 3 章 学校法人		
第 1 節 通則	第 1 節 通則		
（学校法人の責務） 第 16 条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。	（学校法人の責務） 第 24 条 （略）		
（資産） 第 17 条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。 2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。	（資産） 第 25 条 （略）		
（機関の設置） 第 18 条 学校法人は、理事、理事会、監事、評議員及び評議員会並びに理事選任機関を置かなければならない。 2 学校法人は、前項に規定するもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより、会計監査人を置くことができる。 3 理事の定数は 5 人以上、監事の定数は 2 人以上、評議員の定数は 6 人以上とし、それぞれ寄附行為をもつて定める。この場合において、寄附行為をもつて定める評議員の定数は、寄附行為をもつて定める理事の定数を超える数でなければならない。 4 会計監査人を置く場合にあっては、その定数は、寄附行為をもつて定める。	（新設） （役員） 第 35 条 学校法人には、役員として、理事 5 人以上及び監事 2 人以上を置かなければならない。 2 理事のうち 1 人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。		

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
(収益事業) 第 19 条 学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。 2 前項の事業の種類は、私立学校審議会又は学校教育法第 95 条に規定する審議会等（以下「私立学校審議会等」という。）の意見を聴いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。 3 第 1 項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。	(収益事業) 第 26 条 （略）		●（収益事業の種類） 第 1 条 私立学校法（以下「法」という。）第 19 条第 2 項の事業の種類は、文部科学大臣の所轄に属する学校法人については文部科学省告示で定める。
(特別の利益供与の禁止) 第 20 条 学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。	(特別の利益供与の禁止) 第 26 条の 2 学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。		●（特別の利益を与えてはならない学校法人等の関係者） 第 1 条 私立学校法（以下「法」という。）第 20 条（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の政令で定める学校法人（同項において準用する場合にあつては、法第 152 条第 5 項の法人。第 1 号及び第 5 号において同じ。）の関係者は、次に掲げる者とする。 - 当該学校法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員 - 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族 - 前 2 号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 - 前 2 号に掲げる者のほか、第 1 号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者 - 当該学校法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるもの ●（法人が事業活動を支配する法人等） 第 2 条 私立学校法施行令（昭和 25 年政令第 31 号。以下「令」という。）第 1 条第 5 号の法人が事業活動を支配する法人として文部科学省令で定めるものは、学校法人の設立者である法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（第 3 項第 1 号において「設立法人子法人」という。）とする。 2 令第 1 条第 5 号の法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。 3 前 2 項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。 - 学校法人の設立者である法人（第 1 項に規定する場合に限る。）又は前項に規定する当該一の者（その者が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する一又は二以上の法人を含む。次号において「支配法人等」という。）がそれぞれ設立法人子法人又は学校法人の設立者である法人（前項に規定する場合に限る。）（次号において「被支配法人」という。）の意思決定機関（社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう。以下同じ。）における議決権の過半数を有する場合 - 被支配法人の意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が 100 分の 50 を超える場合 - 支配法人等役員（支配法人等の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）若しくは評議員又は職員 - 支配法人等によって当該構成員に選任された者 - 当該構成員に就任した日前 5 年以内にイ又はロに掲げる者であつた者

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
(住所) <u>第 21 条</u> 学校法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。	(住所) <u>第 27 条</u> (略)		
(登記) <u>第 22 条</u> 学校法人は、 <u>政令【組合等登記令】</u> の定めるところにより、登記しなければならない。 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。	(登記) <u>第 28 条</u> (略)		
第 2 節 設立	第 2 節 設立		
(寄附行為の認可) <u>第 23 条</u> 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、 <u>文部科学省令</u> で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を受けなければならない。 (1) 目的 (2) 名称 (3) その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第 54 条第 3 項（同法第 70 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。） (4) 事務所の所在地 (5) <u>理事の定数、任期並びに選任及び解任の方法、理事長の選定方法その他理事に関する事項</u> (6) <u>理事会の招集その他理事会に関する事項</u> (7) <u>監事の定数、任期、選任及び解任の方法その他監事に関する事項</u> (8) <u>評議員の定数、任期、選任及び解任の方法その他評議員に関する事項</u> (9) <u>評議員会の招集その他評議員会に関する事項</u> (10) <u>理事選任機関の構成及び運営、理事選任機関への監事からの報告の方法その他理事選任機関に関する事項</u> (11) <u>会計監査人を置く場合には、その旨及び定数その他会計監査人に関する事項</u> (12) <u>資産及び会計に関する事項</u> (13) <u>収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する事項</u> (14) <u>解散に関する事項</u> (15) <u>寄附行為の変更に関する事項</u> (16) <u>公告の方法</u> 2 学校法人の設立当初の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員（設立しようとする学校法人に会計監査人を置く場合にあっては、 <u>会計監査人を含む。</u> ）は、寄附行為をもつて定めなければならない。 3 第 1 項第 14 号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。 4 寄附行為は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に	(申請) <u>第 30 条</u> 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) <u>役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定</u> (6) <u>理事会に関する規定</u> (新設) (7) <u>評議員会及び評議員に関する規定</u> (新設) (新設) (新設) (8) <u>資産及び会計に関する規定</u> (9) <u>収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定</u> (10) <u>解散に関する規定</u> (11) <u>寄附行為の変更に関する規定</u> (12) (略) 2 学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもつて定めなければならない。 3 第 1 項第 10 号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。 (新設)		●（寄附行為認可申請手続） <u>第 3 条</u> 法第 23 条第 1 項の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の 10 月 1 日から同月 31 日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。 (1) 設立趣意書 (2) 設立決議録 (3) 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類 (4) 設立代表者の履歴書 (5) 理事に関する次に掲げる書類 イ 理事の就任承諾書及び履歴書 ロ 理事が法第 31 条第 1 項各号に該当しない者であることを証する書類 ハ 理事が監事又は評議員を兼ねる者でないことを証する書類 ニ 理事のうちに、法第 31 条第 4 項第 1 号に掲げる者が含まれていないことを証する書類 ホ 理事のうちに、他の 2 人以上の理事、1 人以上の監事又は 2 人以上の評議員と特別利害関係（法第 31 条第 6 項に規定する特別利害関係をいう。以下同じ。）を有する者が含まれていないことを証する書類 ヘ 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えていないことを証する書類 (6) 監事に関する次に掲げる書類 イ 監事の就任承諾書及び履歴書 ロ 監事が法第 46 条第 1 項各号に該当しない者であることを証する書類 ハ 監事が評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねる者でないことを証する書類 ニ 監事のうちに、他の監事又は 2 人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないことを証する書類 (7) 評議員に関する次に掲げる書類 イ 評議員の就任承諾書及び履歴書 ロ 評議員が法第 31 条第 1 項各号に該当しない者であることを証する書類 ハ 評議員のうちに、法第 62 条第 3 項各号に掲げる者（同項第 2 号に掲げる者にあっては、当該者がある場合に限る。）が含まれていないことを証する書類 ニ 評議員のうちに、他の 2 人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないことを証する書類

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
よつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして<u>文部科学省令</u>で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。			ホ 法第62条第3項第1号に掲げる者である評議員の数が<u>評議員の総数の3分の1を超えていないことを証する書類</u> ヘ 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が<u>評議員の総数の6分の1を超えていないことを証する書類</u> (8) 会計監査人に関する次に掲げる書類 イ 会計監査人の就任承諾書 ロ 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書 ハ 会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）であることを証する書類 ニ <u>会計監査人が法第81条第3項各号に該当しないものであることを証する書類</u> (9) 経費の見積り及び資金計画を記載した書類 (10) 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類 (11) その他文部科学大臣が定める書類 2 前項の申請をした者は、次に掲げる書類を当該私立大学等の開設年度の前年度の6月30日までに文部科学大臣に提出するものとする。 (1) <u>財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類</u> (2) 寄附申込書 (3) 不動産（当該申請に係る学校その他の事業に係るものをいう。以下同じ。）の権利の所属についての登記所の証明書書類等 (4) 不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書 (5) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面 (6) 開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画及びこれに伴う予算書 (7) 負債がある場合又は借入れを予定する場合には、その償還計画書 (8) <u>その他文部科学大臣が定める書類</u> 3 第1項の寄附行為が、他の学校法人が設置している私立大学等の目的、位置、職員組織並びに施設及び設備の現状を変更することなく、当該私立大学等の設置を目的とする新たな学校法人を設立する場合に係るものであるときは、同項中「前々年度の10月1日から」とあるのは、「前々年度の3月1日から」とする。 4 第2項の規定は、前項の申請をした者について準用する。 5 法第23条第1項の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。 (1) 第1項第1号、第2号及び第4号から第8号までに掲げる書類（同号に掲げる書類については、当該学校法人が会計監査人を置く場合に限る。） (2) 第2項各号（第8号を除く。）に掲げる書類（この場合において、同項第6号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「2年間」とする。） (3) その他所轄庁が定める書類 6 第2項第1号の財産の一覧は、基本財産（学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。）と運用財産（学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産をいう。）とを区分して記載するものとする。ただし、学校法人が収益を目的とする事業を行う場合には、収益事業用財産（収益を目的とする事業に必要な財産をいう。）を、更に区分して記載するものとする。

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する <u>施行令・施行規則</u> (下線は改正後)
			7 第 1 項、第 3 項及び第 5 項の認可申請書及び寄附行為並びに第 2 項第 1 号の財産の一覧には、副本を添付することを要する。 ●（文部科学大臣の認可の手続） <u>第 4 条</u> 文部科学大臣は、前条第 1 項及び第 3 項の申請があつた場合には、当該私立大学等の開設年度の前年度の 3 月 31 日までに当該申請について認可するかどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。 ●（電磁的記録） <u>第 5 条</u> 法第 23 条第 4 項（第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものであるものとする。
（寄附行為の認可の審査） <u>第 24 条</u> 所轄庁は、前条第 1 項の認可の申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第 17 条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。 2 所轄庁は、前条第 1 項の認可をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。	（認可） <u>第 31 条</u> 所轄庁は、前条第 1 項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第 25 条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。 2 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。		
（寄附行為の補充） <u>第 25 条</u> 学校法人を設立しようとする者が、その目的及び資産に関する事項を除くほか、第 23 条第 1 項各号に掲げる事項を定めなくて死亡した場合には、所轄庁は、利害関係人の請求により、これらの事項を定めなければならない。 2 所轄庁は、前項の規定により所轄庁が定めることとされた事項を定めるときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。	（寄附行為の補充） <u>第 32 条</u> 学校法人を設立しようとする者が、その目的及び資産に関する事項を除くほか、第 30 条第 1 項各号に掲げる事項を定めなくて死亡した場合には、所轄庁は、利害関係人の請求により、これらの事項を定めなければならない。 2 前条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。		
（設立の時期） <u>第 26 条</u> 学校法人は、その主たる事務所の所在地において<u>政令【組合等登記令】</u>の定めるところにより設立の登記をすることによつて成立する。	（設立の時期） <u>第 33 条</u> （略）		
（寄附行為の備置き及び閲覧等） <u>第 27 条</u> 学校法人は、寄附行為を、その主たる事務所に備え置かなければならない。 2 学校法人は、寄附行為の写しを、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、寄附行為を電磁的記録で作成し、従たる事務所に於いて次項第 3 号及び第 4 号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として<u>文部科学省令</u>で定めるものをとつているときは、この限りでない。 3 債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第 2 号又は第 4 号に掲げる請求をするには、当該学校法人の定めた費用を支払わなければならない。 (1) 寄附行為が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求	（寄附行為の備置き及び閲覧） <u>第 33 条の 2</u> 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 （新設） （新設）		●（電磁的記録の備置きに関する特則） <u>第 6 条</u> 次に掲げる規定（これらの規定を法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める措置は、学校法人（同項において準用する場合にあつては、同条第 5 項の法人（以下「準学校法人」という。））。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて学校法人の従たる事務所に於いて使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。 (1) 法第 27 条第 2 項 (2) 法第 106 条第 2 項 (3) 法第 107 条第 4 項

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する <u>施行令・施行規則</u> (<u>下線</u> は改正後)
(2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求 (3) 寄附行為が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を<u>文部科学省令</u>で定める方法により表示したものの閲覧の請求 (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（学校法人の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該学校法人が作成した電磁的記録に記録された事項の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて<u>文部科学省令</u>で定めるものをいう。以下同じ。）であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求 4 債権者以外の者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、前項第1号及び第3号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。	(新設)		●（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） <u>第7条</u> 次に掲げる規定（これらの規定を法第152条第6項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 (1) 法第27条第3項第3号 (2) 法第43条第6項第3号 (3) 法第68条第3号（法第144条第3項の規定によりみなして適用する場合を含む。） (4) 法第78条第3項第3号 (5) 法第86条第3項第3号 (6) 法第106条第3項第3号（法第144条第3項の規定によりみなして適用する場合を含む。） (7) 法第107条第5項第2号（法第149条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） ●（情報通信の技術を利用する方法） <u>第8条</u> 法第27条第3項第4号、第42条第4項、第70条第5項及び第72条第4項（法第73条において準用する場合及び法第147条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）（これらの規定を法第152条第六項において準用する場合を含む。）の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法 (2) 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
（一般社団・財団法人法の規定の準用） <u>第28条</u> 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第158条及び第164条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の抛却」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。	（一般社団・財団法人法の規定の準用） <u>第34条</u> 一般社団・財団法人法第158条及び第164条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の抛却」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。	《一般社団・財団法人法》 ※改正法第28条の準用 一般財団法人⇒学校法人へ読替え (贈与又は遺贈に関する規定の準用) <u>第158条</u> 生前の処分で寄附行為をするときは、その性質に反しない限り、民法の贈与に関する規定を準用する。 2 遺言で寄附行為をするときは、その性質に反しない限り、民法の遺贈に関する規定を準用する。 （財産の帰属時期） <u>第164条</u> 生前の処分で寄附行為をしたときは、寄附財産は、学校法人の成立の時から当該学校法人に帰属する。 2 遺言で寄附行為をしたときは、寄附財産は、遺言が効力を生じた時から学校法人に帰属したものとみなす。	

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
第3節 機関	第3節 管理		
第1款 理事会及び理事	第1款 役員及び理事会		
第1目 理事の選任及び解任等	(新設)		
(理事選任機関) 第29条 理事選任機関の構成、運営その他理事選任機関に関し必要な事項は、寄附行為をもつて定める。	(新設)		
(理事の選任等) 第30条 理事は、私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、理事選任機関が選任する。 2 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。 3 理事選任機関は、理事を選任する場合に、 <u>文部科学省令</u> で定めるところにより、理事の総数が5人（5人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数）を下回ることとなるときに備えて補欠の理事を選任することができる。 4 学校法人と理事との関係は、委任に関する規定に従う。	(新設) (学校法人と役員との関係) 第35条の2 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。		●（補欠の理事の選任） 第9条 法第30条第3項（法第152条第6項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による補欠の理事の選任については、この条の定めるところによる。 2 法第30条第3項の規定により補欠の理事を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。 (1) 当該候補者が補欠の理事である旨 (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の理事の補欠の理事として選任するときは、その旨及び当該特定の理事の氏名 (3) 同一の理事（2人以上の理事の補欠として選任した場合にあつては、当該2人以上の理事）につき2人以上の補欠の理事を選任するときは、当該補欠の理事相互間の優先順位 (4) 補欠の理事について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続 (5) 補欠の理事の選任に係る決議が効力を有する期間
(理事の資格及び構成) 第31条 次に掲げる者は、理事となることができない。 (1) 法人 (2) 心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として <u>文部科学省令</u> で定めるもの (3) 学校教育法第9条各号のいずれかに該当する者 (4) この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 (5) 学校法人が第135条第1項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前30日以内に当該学校法人の役員であつた者でその解散の日から2年を経過しないもの 2 第33条第3項若しくは第48条第2項の訴えに基づく確定判決によつて学校法人の役員を解任され、又は第133条第10項の規定による勧告を受けて学校法人の役員を解任され、解任の日から2年を経過しない者（第46条第1項第2号及び第62条第2項において「被解任役員」という。）は、当該学校法人の理事となることができない。 3 理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。 4 理事には、次に掲げる者が含まれなければならない。 (1) 当該学校法人の設置する私立学校（2以上の私立学校を設置する学校法人にあつては、そのいずれか1以上の私立学校）の校長（学長及び園長を含む。第36条第3項第3号において同じ。） (2) その選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員（子法人（学校法人がその経営を支配している法人として <u>文部科学省令</u> で定めるものをいう。以下同じ。）の理事、取締役、執行役、業務を執行する役員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）及び子法人に使用される者のいずれでもない者	(役員の選任) 第38条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長及び園長を含む。以下同じ。） (2) 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者（寄附行為をもつて定められた者を含む。次号及び第44条第1項において同じ。） (3) 前2号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者 2 学校法人が私立学校を2以上設置する場合には、前項第1号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、1人又は数人を理事とすることができる。 3 第1項第1号及び第2号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。 4 <u>【⇒p17】</u> 5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。 6 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかつたときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。 7 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれることにはならない。 8 次に掲げる者は、役員となることができない。 (1) 学校教育法第9条各号のいずれかに該当する者 (2) 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として <u>文部科学省令</u> で定めるもの		●（職務の適正な執行ができない者） 第10条 法第31条第1項第2号（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める者は、精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 ●（子法人） 第11条 法第31条第4項第2号（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定める法人は、次に掲げるものとする。 (1) 当該学校法人（法第152条第6項において準用する場合にあつては、準学校法人。次号において同じ。）又はその一若しくは二以上の子法人が意思決定機関における議決権の過半数を有する他の法人 (2) 意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が100分の50を超える他の法人 イ 当該学校法人の役員、評議員又は職員 ロ 当該学校法人の一又は二以上の子法人に係る子法人役員又は子法人に使用される者 ハ 当該学校法人又はその一若しくは二以上の子法人によつて当該構成員に選任された者 ニ 当該構成員に就任した日前5年以内にイ、ロ又はハに掲げる者であつた者

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
5 理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもなかった場合についての前項の規定の適用については、当該理事をその再任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもない者とみなす。 6 理事は、他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）を有するものであつてはならない。 ※令和9年（大臣所轄法人は令和8年）度定時評議員会までの経過措置：3人以上の評議員【附則第2条第2項】 7 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。			●（特別利害関係） 第12条 法第31条第6項（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の特別な利害関係として文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1) 一方の者が他方の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 (2) 一方の者が他方の者の使用人である関係 (3) 一方の者が他方の者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している関係 (4) 一方の者が他方の者の前2号に掲げる関係の者の配偶者である関係 (5) 一方の者が他方の者の第1号から第3号までに掲げる関係の者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする関係
(理事の任期) 第32条 理事の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する第69条第1項の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、4年以内とする。 2 前項の規定により理事について寄附行為をもつて定める期間は、第47条第1項の規定により監事について寄附行為をもつて定める期間及び第63条第1項の規定により評議員について寄附行為をもつて定める期間を超えてはならない。 3 第1項の規定は、寄附行為をもつて、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期を当該退任した理事の任期の満了する時までとすることを妨げない。	(新設)		
(理事の解任) 第33条 理事選任機関は、理事が次の各号のいずれかに該当するときは、寄附行為をもつて定めるところにより、当該理事を解任することができる。 (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。 (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 (3) その他寄附行為をもつて定める事由があるとき。 2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事の解任を理事選任機関に求めることができる。 3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があつた日から2週間以内に理事選任機関による解任がされなかつたときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があつた日から2週間を経過した日から30日以内に、当該理事の解任を請求する訴えを提起することができる。	(新設)		

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
(理事に欠員を生じた場合の措置) 第 34 条 理事が任期の満了又は辞任により退任し、これによつて理事の総数が 5 人（5 人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあっては、その員数。次項において同じ。）を下回ることとなつた場合には、その退任した理事は、新たに選任された理事（同項の一時理事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。 2 理事の総数が 5 人を下回ることとなつた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができる。 3 理事のうち、その定数の 5 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。	(役員の補充) 第 40 条 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 をこえるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。 (仮理事) 第 40 条の 4 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。		
(一般社団・財団法人法の規定の準用) 第 35 条 一般社団・財団法人法第 285 条及び第 286 条の規定は、第 33 条第 3 項の規定による理事の解任の訴えについて準用する。	(新設)	《一般社団・財団法人法》 ※改正法第 35 条の準用 一般社団法人等⇒学校法人へ読替え (被告) 第 285 条 前条の訴え（次条及び第 315 条第 1 項第 1 号 2 において「学校法人の役員等の解任の訴え」という。）については、当該学校法人及び前条の役員等を被告とする。 (訴えの管轄) 第 286 条 学校法人の役員等の解任の訴えは、当該学校法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。	
第 2 目 理事会及び理事の職務等	(新設)		
(理事会の職務等) 第 36 条 理事会は、全ての理事で組織する。 2 理事会は、次に掲げる職務を行う。 (1) 学校法人の業務を決定すること。 (2) 第 39 条第 1 項に規定する業務執行理事等その他の学校法人の業務を執行する理事の業務の執行を監督すること。 (3) この法律の他の規定により理事会の決議を要する事項について決議すること。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、この法律の他の規定により理事会が行うこととされた職務 (5) 前各号に掲げるもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより理事会が行うこととされた職務 3 理事会は、学校法人の業務に係る次に掲げる事項の決定を理事に委任することができない。 (1) 重要な資産の処分及び譲受け (2) 多額の借財 (3) 学校法人の設置する私立学校の校長その他の重要な役割を担う職員の選任及び解任 (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 (5) 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制の整備 (6) 予算及び事業計画の作成又は変更	(理事会) 第 36 条 学校法人に理事をもつて組織する理事会を置く。 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。 3～7 【⇒p14】 (理事の代理行為の委任) 第 40 条の 3 理事は、寄附行為によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。		●（学校法人の業務の適正を確保するための体制） 第 13 条 法第 36 条第 3 項第 5 号（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。 (1) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (3) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (4) 職員の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制 (5) 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項 (6) 前号の職員の理事からの独立性に関する事項 (7) 監事の第 5 号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項 (8) 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制 (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 (10) 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 (11) その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
(7) 第 100 条第 1 項に規定する報酬等の支給の基準の策定又は変更 (8) 収益を目的とする事業に関する重要事項 (9) 前各号に掲げるもののほか、学校法人の業務に関する重要事項 4 理事会は、前項第 1 号、第 2 号又は第 6 号から第 8 号までに掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。	第 42 条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。 (1) 第 45 条の 2 第 1 項の予算及び事業計画 (2) 第 45 条の 2 第 2 項の事業に関する中期的な計画 (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項 (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準 (5) 寄附行為の変更 (6) 合併 (7) 第 50 条第 1 項第 1 号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第 3 号に掲げる事由による解散 (8) 収益を目的とする事業に関する重要事項 (9) その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの 2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとすることができる。		
(理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事) 第 37 条 学校法人には理事長 1 人を置くものとし、寄附行為をもつて定めるところにより、理事のうちから、理事会が選定する。 2 学校法人は、寄附行為をもつて定めるところにより、代表業務執行理事又は業務執行理事を置くことができる。 3 代表業務執行理事は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事（理事長を除く。）のうちから、理事会が選定する。 4 業務執行理事は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうちから、理事会が選定する。 5 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、次項から第 8 項までの規定に従い、学校法人の業務を執行する。 6 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。 7 代表業務執行理事は、寄附行為をもつて定めるところにより学校法人を代表し、理事会の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する。 8 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する。 9 理事長及び代表業務執行理事の学校法人を代表する権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。	(役員の職務等) 第 37 条 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。 2 理事（理事長を除く。）は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。		
(理事の忠実義務) 第 38 条 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない。	(忠実義務) 第 40 条の 2 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない。		

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する <u>施行令・施行規則</u> (<u>下線</u> は改正後)
(理事の報告義務等) 第 39 条 第 37 条第 5 項の規定により学校法人の業務を執行する理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事（第 94 条第 1 項及び第 2 項において「業務執行理事等」という。）は、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 2 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が会議の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として<u>文部科学省令</u>で定める場合は、この限りでない。	(新設)		● (理事等の説明義務) 第 14 条 法第 39 条第 2 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。） イ 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を学校法人（法第 152 条第 6 項において準用する場合にあつては、準学校法人。以下この条において同じ。）に対して通知した場合 ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合 (2) 評議員が説明を求めた事項について説明をすることにより学校法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合 (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合 (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合
(一般社団・財団法人法の規定の準用) 第 40 条 一般社団・財団法人法第 78 条、第 80 条、第 82 条、第 84 条、第 85 条及び第 92 条第 2 項の規定は、学校法人について準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第 78 条中「代表理事その他の代表者」とあるのは「理事長及び代表業務執行理事」と、一般社団・財団法人法第 80 条中「代表理事」とあるのは「理事長若しくは代表業務執行理事」と、一般社団・財団法人法第 82 条中「代表理事」とあるのは「理事長及び代表業務執行理事」と、一般社団・財団法人法第 84 条第 1 項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、「承認」とあるのは「決議による承認」と、一般社団・財団法人法第 85 条中「社員（監事設置一般社団法人にあつては、監事）」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。	(一般社団・財団法人法の規定の準用) 第 29 条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第 78 条の規定は、学校法人について準用する。この場合において、同条中「代表理事」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。 (一般社団・財団法人法の規定の準用) 第 40 条の 5 一般社団・財団法人法第 80 条の規定は民事保全法（平成元年法律第 91 号）第 56 条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、一般社団・財団法人法第 82 条、第 84 条、第 85 条及び第 92 条第 2 項の規定は理事について、一般社団・財団法人法第 103 条及び第 106 条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第 82 条中「代表理事」とあるのは「理事長」と、一般社団・財団法人法第 84 条第 1 項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、一般社団・財団法人法第 85 条中「社員（監事設置一般社団法人にあつては、監事）」とあるのは「監事」と、一般社団・財団法人法第 103 条第 1 項中「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるものとする。	《一般社団・財団法人法》 ※改正法第 40 条の準用 一般社団法人⇒学校法人へ読替え (代表者の行為についての損害賠償責任) 第 78 条 学校法人は、理事長及び代表業務執行理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。 (理事の職務を代行する者の権限) 第 80 条 民事保全法（平成元年法律第 91 号）第 56 条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長若しくは代表業務執行理事の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、学校法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。 2 前項の規定に違反して行った理事又は理事長若しくは代表業務執行理事の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、学校法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。 (表見代表理事) 第 82 条 学校法人は、理事長及び代表業務執行理事以外の理事に理事長その他学校法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。 (競業及び利益相反取引の制限) 第 84 条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その決議による承認を受けなければならない。 (1) 理事が自己又は第三者のために学校法人の事業の部に類する取引をしようとするとき。 (2) 理事が自己又は第三者のために学校法人と取引をしようとするとき。 (3) 学校法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において学校法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。	

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
		2 民法第 108 条の規定は、前項の承認を受けた同項第 2 号又は第 3 号の取引については、適用しない。 (理事の報告義務) 第 85 条 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。 (競業及び学校法人との取引等の制限) 第 92 条 (略) 2 学校法人においては、第 84 条第 1 項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。	
第 3 目 理事会の運営	(新設)		
(理事会の招集) 第 41 条 理事会は、寄附行為をもつて定めるところにより、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を寄附行為をもつて又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。 2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事（以下この項及び第 57 条第 1 項において「理事会招集担当理事」という。）以外の理事は、理事会招集担当理事に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。 3 前項の規定による請求をした日から 5 日以内に、その請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。	(理事会) 第 36 条 3 理事会は、理事長が招集する。理事（理事長を除く。）が、寄附行為の定めるところにより、理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。		
(理事会の決議) 第 42 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあっては、その割合以上）をもつて行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理事会の決議は、当該各号に定める方法により行われなければならない。 (1) 第 108 条第 1 項の理事会の決議 議決に加わることができる理事の数の 3 分の 2（これを上回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもつて決する方法 (2) 第 109 条第 1 項第 1 号及び第 126 条第 1 項の理事会の決議 理事の総数の 3 分の 2（これを上回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもつて決する方法 3 前 2 項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。 4 学校法人は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事が書面又は学校法人の使用に係る電子計算機と理事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものにより理事会の議決に加わることができるものとすることができる。	(理事会) 第 36 条 4 理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。 6 理事会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 7 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。		●（情報通信の技術を利用する方法） 第 8 条 【⇒p8】

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する <u>施行令・施行規則</u> (<u>下線</u> は改正後)
(理事会の議事録) 第 43 条 理事会の議事については、<u>文部科学省令</u>で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。 2 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、理事会に出席した理事（議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会で定めた 2 人以上の理事とする旨の寄附行為の定めがある場合にあっては、当該理事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。 3 第 1 項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、<u>文部科学省令</u>で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。 4 理事会の決議に参加した理事であつて第 1 項の議事録に異議をとなめないものは、その決議に賛成したものと推定する。 5 学校法人は、理事会の日から 10 年間、第 1 項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。 6 債権者は、役員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。 (1) 第 1 項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求 (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求 (3) 第 1 項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を<u>文部科学省令</u>で定める方法により表示したものの閲覧の請求 (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求 7 裁判所は、債権者が前項の請求に係る閲覧を行い、又は債権者に対し同項の請求に係る書面の交付若しくは電磁的記録に記録された事項の提供を行うことにより、当該学校法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。	(新設)		● (理事会の議事録) 第 15 条 法第 43 条第 1 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。 2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。 3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 (1) 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。） (2) 理事会が次に掲げるもののいずれかに該当するときは、その旨 イ 法第 41 条第 2 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による理事の請求を受けて招集されたもの ロ 法第 41 条第 3 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により理事が招集したもの ハ 法第 57 条第 1 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による監事の請求を受けて招集されたもの ニ 法第 57 条第 2 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により監事が招集したもの (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果 (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名 (5) 次に掲げる規定（ロから二までに掲げる規定を法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 イ 法第 40 条（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 92 条第 2 項 ロ 法第 55 条第 1 項 ハ 法第 56 条第 2 項 ニ 法第 96 条第 4 項 (6) 理事会に出席した理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称 (7) 理事会の議長が存するときは、議長の氏名 4 法第 44 条第 1 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 98 条第 1 項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合には、理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。 (1) 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容 (2) 理事会への報告を要しないものとされた日 (3) 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名 ● (理事会の議事録に係る電子署名) 第 16 条 法第 43 条第 3 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものとする。 (1) 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。 (2) 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。 ● (電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第 7 条 【⇒p8】

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
(一般社団・財団法人法の規定の準用) 第44条 一般社団・財団法人法第94条及び第98条の規定は、理事会について準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第94条第1項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、一般社団・財団法人法第98条第2項中「第91条第2項」とあるのは「私立学校法第39条第1項」と読み替えるものとする。 2 一般社団・財団法人法第287条第1項、第288条、第289条（第1号に係る部分に限る。）、第290条本文、第291条（第2号に係る部分に限る。）、第292条本文、第294条及び第295条の規定は、前条第6項の許可の申立てに係る事件について準用する。	(新設)	《一般社団・財団法人法》 ※改正法第44条の準用 一般社団法人等→学校法人と読替え (招集手続) 第94条 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間（これを下回る期間を寄附行為で定めた場合にあつては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。 (理事会への報告の省略) 第98条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。 2 前項の規定は、私立学校法第39条第1項の規定による報告については、適用しない。 (非訟事件の管轄) 第287条 この法律の規定による非訟事件（次項に規定する事件を除く。）は、学校法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。 2 (略) (疎明) 第288条 この法律の規定による許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。 (陳述の聴取) 第289条 裁判所は、この法律の規定による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かななければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。 (1) この法律の規定により学校法人が作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての閲覧又は謄写の許可の申立てについての裁判 当該学校法人 (2)～(6) (略) (理由の付記) 第290条 この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を付さなければならない。ただし、・・・(略) (即時抗告) 第291条 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。 (1) (略) (2) 第289条各号に掲げる裁判 申立人及び当該各	

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
		号に定める者（同条第2号及び第3号に掲げる裁判にあっては、当該各号に定める者） (原裁判の執行停止) 第292条 前条の即時抗告は、執行停止の効力を有する。ただし、・・・(略) (非訟事件手続法の規定の適用除外) 第294条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第40条及び第57条第2項第2号の規定は、適用しない。 (最高裁判所規則) 第295条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。	
第2款 監事	(新設)		
第1目 選任及び解任等	(新設)		
(監事の選任等) 第45条 監事は、学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員会の決議によつて、選任する。 2 前項の規定により監事を選任する場合には、 <u>文部科学省令</u> で定めるところにより、監事の総数が2人（2人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあっては、その員数）を下回ることとなるときに備えて補欠の監事を選任することができる。 3 学校法人と監事との関係は、委任に関する規定に従う。	(役員の選任) 第38条 4 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。		● (補欠の監事の選任) 第17条 第9条の規定【補欠の理事の選任 ⇒p5】は、法第45条第2項（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定による補欠の監事の選任について準用する。
(監事の資格) 第46条 次に掲げる者は、監事となることができない。 (1) <u>第31条第1項各号に掲げる者</u> (2) 被解任役員 2 監事は、評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねることができない。 3 監事は、他の監事又は <u>2人以上</u> の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。 ※令和9年（大臣所轄法人は令和8年）度定時評議員会までの経過措置： <u>3人以上</u> の評議員【附則第2条第2項】	(役員の兼職禁止) 第39条 監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。		
(監事の任期) 第47条 監事の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する第69条第1項の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、6年以内とする。 2 前項の規定は、寄附行為をもつて、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期を当該退任した監事の任期の満了する時までとすることを妨げない。	(新設)		

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
(監事の解任) 第 48 条 監事が第 33 条第 1 項各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員会の決議によって、当該監事を解任することができる。 2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から 30 日以内に、当該監事の解任を請求する訴えを提起することができる。	(新設)		
(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続) 第 49 条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。 3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。 4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるることができる。 5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。	(新設)		
(監事に欠員を生じた場合の措置) 第 50 条 監事が任期の満了又は辞任により退任し、これによつて監事の総数が 2 人（2 人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあっては、その員数。次項においても同じ。）を下回ることとなつた場合には、その退任した監事は、新たに選任された監事（同項の一時監事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。 2 監事の総数が 2 人を下回ることとなつた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時監事の職務を行うべき者を選任することができる。 3 監事のうち、その定数の 2 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。	(新設)		
(一般社団・財団法人法の規定の準用) 第 51 条 一般社団・財団法人法第 285 条及び第 286 条の規定は、第 48 条第 2 項の規定による監事の解任の訴えについて準用する。	(新設)	《一般社団・財団法人法》 ※改正法第 51 条の準用 一般社団法人等⇒学校法人へ読替え (被告) 第 285 条 前条の訴え（次条及び第 315 条第 1 項第 1 号 2 において「学校法人の役員等の解任の訴え」という。）については、当該学校法人及び前条の役員等を被告とする。 (訴えの管轄) 第 286 条 学校法人の役員等の解任の訴えは、当該学校法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。	

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
第2目 職務等	(新設)		
(監事の職務) 第52条 監事は、次に掲げる職務を行う。 (1) 学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。 (2) 理事会及び評議員会に出席し、意見を述べること。 (3) 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務の執行の状況について、理事会及び評議員会並びに理事選任機関に対し報告すること。 (4) この法律の他の規定により監事の同意を要する事項について、その可否を決すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、この法律の他の規定により監事が行うこととされた職務 (6) 前各号に掲げるもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより監事が行うこととされた職務	(役員の職務等) 第37条 3 監事の職務は、次のとおりとする。 (1) 学校法人の業務を監査すること。 (2) 学校法人の財産の状況を監査すること。 (3) 理事の業務執行の状況を監査すること。 (4) 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。 (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。 (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。 (7) 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。 4 前項第6号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。		
(監事の調査権限) 第53条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は学校法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 2 監事は、その職務を行う必要があるときは、学校法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 3 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。	(新設)		
(評議員会に提出する議案等の調査義務) 第54条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。	(新設)		● (監事の調査の対象) 第18条 法第54条(法第152条第6項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。
(理事会及び評議員会への出席義務等) 第55条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。 2 第39条第2項の規定は、監事について準用する。	(新設)		
(理事会等への報告) 第56条 監事は、第52条第1号の監査を行ったときは、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成し、理事会及び評議員会に提出しなければならない。 2 監事は、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務の執行に関し、不正の行為若しくは法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がある	(新設)		● (監査報告の作成) 第19条 法第56条第1項(法第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定による監査報告の作成については、この条の定めるところによる。 2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
ことを発見したとき、又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会及び評議員会並びに所轄庁に報告しなければならない。 3 前項の規定による報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、監事は、寄附行為をもつて定めるところにより、その内容を理事選任機関にも報告しなければならない。			この場合において、理事及び理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。 (1) 当該学校法人（法第 152 条第 6 項において準用する場合にあつては、準学校法人。以下この条において同じ。）の理事及び職員 (2) 当該学校法人の子法人の理事、取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者及び子法人に使用される者 (3) その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者 3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。 4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該学校法人の他の監事、当該学校法人の子法人の監事、監査役その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。
(理事会及び評議員会の招集) 第 57 条 監事は、前条第 2 項の報告をするために必要があると認めるときは、理事（理事会について第 41 条第 1 項ただし書の規定により理事会招集担当理事を定めた場合にあつては、理事会招集担当理事）に対し、理事会又は評議員会の招集を請求することができる。 2 前項の規定による請求をした日から 5 日以内に、その請求の日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、第 41 条第 1 項又は第 70 条第 1 項の規定にかかわらず、理事会又は評議員会を招集することができる。	(新設)		
(監事による理事の行為の差止め) 第 58 条 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によつて当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。 2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。	(新設)		
(学校法人と理事との間の訴えにおける法人の代表) 第 59 条 第 37 条第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、学校法人が理事（理事であつた者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事が学校法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が学校法人を代表する。 2 第 37 条第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、学校法人が第 140 条第 1 項の規定による求め（理事の責任を追及する訴えの提起の求めに限る。）を受ける場合には、監事が学校法人を代表する。	(新設)		

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
(一般社団・財団法人法の規定の準用) 第 60 条 一般社団・財団法人法第 106 条の規定は、監事について準用する。	(新設)	《一般社団・財団法人法》 ※改正法第 60 条の準用 監事設置一般社団法人⇒学校法人へ読替え (費用等の請求) 第 106 条 監事がその職務の執行について学校法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該学校法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。 (1) 費用の前払の請求 (2) 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求 (3) 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求	
第 3 款 評議員会及び評議員	第 2 款 評議員及び評議員会		
第 1 目 評議員の選任及び解任等	(新設)		
(評議員の選任等) 第 61 条 評議員は、当該学校法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、選任する。 2 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行わなければならない。 3 学校法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従う。	(評議員の選任) 第 44 条 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 (2) 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 (3) 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者 2 前項第 1 号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。		
(評議員の資格及び構成) 第 62 条 第 31 条第 1 項各号に掲げる者は、評議員となることができない。 2 被解任役員は、解任に係る学校法人の評議員となることができない。 3 評議員には、次に掲げる者（第 2 号に掲げる者にあつては、当該者がある場合に限る。）が含まなければならない。 (1) 当該学校法人の職員 (2) 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢 25 年以上のもの（前号に掲げる者を除く。） 4 評議員は、他の 2 人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。※令和 9 年(大臣所轄法人は令和 8 年) 度定時評議員会までの経過措置：3 人以上の評議員 [附則第 2 条第 2 項] 5 評議員の構成は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。 (1) 第 3 項第 1 号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないこと。 (2) 理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の 2 分の 1 を超えないこと。 (3) 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の 6 分の 1 を超えないこと。※令和 9 年(大臣所轄法人は令和 8 年) 度定時評議員会までの経過措置：1/3 を超えないこと [附則第 2 条第 2 項]	(新設)		

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
(評議員の任期) 第 63 条 評議員の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する第 69 条第 1 項の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、6 年以内とする。 2 前項の規定は、寄附行為をもつて、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を当該退任した評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。	(新設)		
(評議員の解任) 第 64 条 評議員の解任は、寄附行為をもつて定めるところによる。	(新設)		
(評議員に欠員を生じた場合の措置) 第 65 条 評議員が任期の満了又は辞任により退任し、これによつて評議員の総数が 6 人（6 人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数。次項において同じ。）を下回ることとなつた場合には、その退任した評議員は、新たに選任された評議員（同項の一時評議員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。 2 評議員の総数が 6 人を下回ることとなつた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる。	(新設)		
第 2 目 評議員会及び評議員の職務等	(新設)		
(評議員会の職務等) 第 66 条 評議員会は、全ての評議員で組織する。 2 評議員会は、次に掲げる職務を行う。 (1) 学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えること。 (2) この法律の他の規定により評議員会の意見の聴取を要する事項について意見を述べること。 (3) この法律の他の規定により評議員会の決議を要する事項について決議すること。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、この法律の他の規定により評議員会が行うこととされた職務 (5) 前各号に掲げるもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより評議員会が行うこととされた職務 3 学校法人は、この法律の規定により評議員会の意見の聴取又は決議を要することとされた事項について、評議員会の意見の聴取又は決議を要しない旨を寄附行為をもつて定めることができない。 4 前項の規定は、この法律の規定により評議員会の意見の聴取を要する事項について、評議員会の意見の聴取に代えてその決議を要する旨を寄附行為をもつて定めることを妨げない。	(評議員会) 第 41 条 学校法人に、評議員会を置く。 2 評議員会は、理事の定数の 2 倍をこえる数の評議員をもつて、組織する。 3～5 【⇒p16】 6～10 【⇒p18】 第 43 条 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。		

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
(評議員会による理事の行為の差止めの求め) 第 67 条 評議員会は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によつて当該学校法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、第 58 条第 1 項の訴えの提起を監事に求めることができる。 2 評議員会において前項の訴えの提起を監事に求める旨の議案が否決されたとき、又は当該訴えの提起をすることを監事に求める旨の評議員会の決議があつた後遅滞なく当該訴えの提起その他の手続が行われなるときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。 3 前項の場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。	(新設)		
(評議員による寄附行為の閲覧等の請求) 第 68 条 評議員は、学校法人の業務時間内は、いつでも、寄附行為等（寄附行為、理事会の議事録、評議員会の議事録、会計帳簿及びこれに関する資料、第 103 条第 2 項に規定する計算書類等、監査報告（第 82 条第 3 項に規定する会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。）並びに第 107 条第 2 項に規定する財産目録等（以下この条において「財産目録等」という。）をいう。以下この条において同じ。）について、次に掲げる請求をすることができる。 (1) 寄附行為等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求 (2) 前号の書面（財産目録等を除く。）の謄本又は抄本の交付の請求 (3) 寄附行為等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 (4) 前号の電磁的記録に記録された事項（財産目録等に係るものを除く。）を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求	(新設)		●（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） 第 7 条 【⇒p8】
第 3 目 評議員会の運営	(新設)		
(評議員会の招集の時期) 第 69 条 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。 2 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。	(新設)		
(評議員会の招集の手続等) 第 70 条 評議員会は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事が招集する。 2 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定めなければならない。 (1) 会議の日時及び場所 (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項	(新設)		

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する <u>施行令・施行規則</u> (<u>下線</u> は改正後)
(3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。以下この号において同じ。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、<u>文部科学省令</u>で定める事項 3 評議員会の議案は、会議の目的である事項について、理事が提出する。 4 評議員会を招集するには、理事は、評議員会の日の 1 週間前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。 5 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、<u>政令</u>で定めるところにより、評議員の承諾を得て、学校法人の使用に係る電子計算機と評議員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて<u>文部科学省令</u>で定めるものにより通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。 6 前 2 項の通知には、第 2 項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。			●（<u>評議員会を招集する場合に定める事項</u>） <u>第 20 条</u> 法第 70 条第 2 項第 4 号（法第 73 条において準用する場合及び法第 147 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）（これらの規定を法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 評議員会が開催される場所に存しない評議員が書面によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨 (2) 評議員会が開催される場所に存しない評議員が情報通信の技術を利用する方法によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨 ●（<u>法第 70 条第 5 項の規定による承諾に関する手続等</u>） <u>第 2 条</u> 法第 70 条第 5 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定による承諾は、理事が、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る評議員に対し法第 70 条第 5 項の規定による通知の発出に用いる情報通信の技術を利用する方法の種類及び内容を示した上で、当該評議員から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて<u>文部科学省令</u>で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。 2 理事は、前項の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る評議員から書面等により法第 70 条第 5 項の規定による情報通信の技術を利用する方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該方法による通知の発出をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該評議員から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。 3 前 2 項の規定は、法第 72 条第 4 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による承諾について準用する。この場合において、前 2 項中「理事」とあるのは「評議員」と、「評議員」とあるのは「他の評議員」と読み替えるものとする。 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、法第 73 条（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）において準用する法第 72 条第 4 項の規定による承諾について準用する。この場合において、第 1 項及び第 2 項中「理事」とあるのは、「監事」と読み替えるものとする。 ●（<u>評議員会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法の種類及び内容</u>） <u>第 21 条</u> 令第 2 条第 1 項（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき情報通信の技術を利用する方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 (1) 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの ① 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ② 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法 ロ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 (2) <u>ファイルへの記録の方式</u>

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
			●（情報通信の技術を利用した承諾の取得） 第 22 条 令第 2 条第 1 項（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める方法は、次に掲げるものとする。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの イ 送信者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて受信者の使用に係る電子計算機に令第 2 条第 1 項の承諾又は同条第 2 項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する情報通信の技術を利用する方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて送信者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法 (2) 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。 ●（情報通信の技術を利用する方法） 第 8 条 【⇒p8】
（評議員会の招集等の請求） 第 71 条 評議員の総数の 3 分の 1（これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあっては、その割合）以上の評議員は、共同して、理事に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。 2 評議員の総数の 3 分の 1（これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあっては、その割合）以上の評議員は、共同して、理事に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日 20 日（これを下回る期間を寄附行為をもつて定めた場合にあっては、その期間）前までにしなければならない。	（新設）		
（評議員による評議員会の招集等） 第 72 条 前条第 1 項の規定による請求があつた日から 20 日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。 2 第 70 条第 2 項の規定にかかわらず、前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、同項の評議員は、その全員の協議により、同条第 2 項各号に掲げる事項を定めなければならない。 3 第 70 条第 4 項の規定にかかわらず、第 1 項の規定により評議員が評議員会を招集するには、同項の評議員は、評議員会の日 1 週間前までに、同項の評議員以外の評議員（次項において「他の評議員」という。）に対して、書面でその通知を発しなければならない。 4 第 1 項の評議員は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、他の評議員の承諾を得て、第 1 項の評議員の使用に係る電子計算機と他の評議員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものにより通知を発することができる。この場合において、同項の評議員は、前項の書面による通	（新設）		●（法第 70 条第 5 項の規定による承諾に関する手続等） 第 2 条 【⇒p24】 ●（情報通信の技術を利用する方法） 第 8 条 【⇒p8】

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
知を発したものとみなす。 5 前 2 項の通知には、第 70 条第 2 項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。			
(監事による評議員会の招集等) 第 73 条 前条第 2 項から第 5 項までの規定は、第 57 条第 2 項の規定により監事が評議員会を招集する場合について準用する。この場合において、前条第 2 項中「その全員の協議により、同条第 2 項各号」とあり、及び同条第 5 項中「第 70 条第 2 項各号」とあるのは「第 70 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号」と、同条第 3 項中「同項の評議員以外の評議員（次項において「他の評議員」という。）」とあり、及び同条第 4 項中「他の評議員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。	(新設)		
(招集手続の省略) 第 74 条 第 70 条第 4 項から第 6 項までの規定及び第 72 条第 3 項から第 5 項まで（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。	(新設)		
(評議員による議案の提出) 第 75 条 評議員の総数の 3 分の 1（これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合。次項において同じ。）以上の評議員は、共同して、評議員会において、会議の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは寄附行為に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の 10 分の 1（これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合。第 3 項において同じ。）以上の賛成を得られなかつた日から 3 年を経過していない場合は、この限りでない。 2 評議員の総数の 3 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事に対し、評議員会の日の 20 日（これを下回る期間を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その期間）前までに、前項の規定により提出しようとする議案の要領を第 70 条第 4 項又は第 5 項の通知に記載し、又は記録して評議員に通知することを請求することができる。 3 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは寄附行為に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の 10 分の 1 以上の賛成を得られなかつた日から 3 年を経過していない場合には、適用しない。	(新設)		
(評議員会の決議) 第 76 条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもつて行う。 2 前項の規定にかかわらず、第 48 条第 1 項又は第 92 条第 1 項の評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもつて行わなければならない。 3 前 2 項の規定にかかわらず、第 91 条の評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもつて行わなければならない。 4 前 3 項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。 5 学校法人は、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員が書面又は第 70 条第 5 項に規定する情報通信の技術を利用する方法により評議員会	(評議員会) 第 41 条 6 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。 7 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。 8 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。 9 第 7 項の規定にかかわらず、第 44 条の 5 において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもつて決する。		

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
の議決に加わることができるものとするができる。 6 評議員会は、会議の目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第 87 条において準用する一般社団・財団法人法第 109 条第 2 項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。	10 第 7 項及び前項の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。		
(延期又は続行の決議) 第 77 条 評議員会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第 70 条の規定は、適用しない。	(新設)		
(評議員会の議事録) 第 78 条 評議員会の議事については、<u>文部科学省令</u>で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。 2 学校法人は、評議員会の日から 10 年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。 3 債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第 2 号又は第 4 号に掲げる請求をするには、当該学校法人の定めた費用を支払わなければならない。 (1) 第 1 項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求 (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求 (3) 第 1 項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を<u>文部科学省令</u>で定める方法により表示したものの閲覧の請求 (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求	(新設)		● (評議員会の議事録) 第 23 条 法第 78 条第 1 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による評議員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。 2 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。 3 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 (1) 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は評議員が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。） (2) 評議員会が次に掲げるもののいずれかに該当するときは、その旨 イ 法第 57 条第 1 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による監事の請求を受けて招集されたもの ロ 法第 57 条第 2 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により監事が招集したもの ハ 法第 71 条第 1 項（法第 147 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）（これらの規定を法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による評議員の請求を受けて招集されたもの ニ 法第 72 条第 1 項（法第 147 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）（これらの規定を法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により評議員が招集したもの (3) 評議員会の議事の経過の要領及びその結果 (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名 (5) 次に掲げる規定（リ及びヌに掲げる規定を除き、これらの規定を法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 イ 法第 49 条第 3 項 ロ 法第 49 条第 4 項 ハ 法第 54 条 ニ 法第 55 条第 1 項 ホ 法第 56 条第 2 項 ヘ 法第 83 条第 3 項 ト 法第 84 条第 3 項 チ 法第 84 条第 4 項 リ 法第 87 条（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。ヌにおいて同じ。）において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 109 条第 1 項 ヌ 法第 87 条において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 109 条第 2 項

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
			ル 法第 105 条第 3 項 (6) 評議員会に出席した評議員、理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称 (7) 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名 (8) 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名 4 法第 79 条（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 195 条の規定により評議員会への報告があつたものとみなされた場合には、評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。 (1) 評議員会への報告があつたものとみなされた事項の内容 (2) 評議員会への報告があつたものとみなされた日 (3) 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名 ●（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） 第 7 条 【⇒p8】
（一般社団・財団法人法の規定の準用） <u>第 79 条</u> 一般社団・財団法人法第 195 条の規定は、評議員会について準用する。	（新設）	《一般社団・財団法人法》 ※改正法第 79 条の準用 （評議員会への報告の省略） 第 195 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があつたものとみなす。	
第 4 款 会計監査人	（新設）		
第 1 目 選任及び解任等	（新設）		
（会計監査人の選任等） <u>第 80 条</u> 会計監査人は、評議員会の決議によつて、選任する。 2 学校法人与会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。			
（会計監査人の資格） <u>第 81 条</u> 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。第 3 項第 2 号及び第 86 条第 6 項第 3 号において同じ。）又は監査法人でなければならない。 2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員（次項第 2 号に掲げる者を除く。）の中から会計監査人の職務を行つべき者を選定し、これを学校法人に通知しなければならない。 3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。 (1) 公認会計士法の規定により、第 103 条第 2 項に規定する計算書類について監査をすることができない者 (2) 学校法人の子法人若しくは子法人役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者 (3) 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの			

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
(会計監査人の任期) 第 82 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。</u> 2 <u>会計監査人は、前項の定時評議員会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時評議員会において再任されたものとみなす。</u> 3 <u>前 2 項の規定にかかわらず、会計監査人設置学校法人（第 18 条第 2 項の規定に基づき会計監査人を置く学校法人をいう。以下同じ。）が会計監査人を置く旨の寄附行為の定めを廃止する寄附行為の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該寄附行為の変更の効力が生じた時に満了する。</u>			
(会計監査人の解任) 第 83 条 <u>会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該会計監査人を解任することができる。</u> (1) <u>職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。</u> (2) <u>会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。</u> (3) <u>心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</u> 2 <u>監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当すると認める場合において、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事の全員の合意によって当該会計監査人を解任することができる。</u> 3 <u>前項の規定により会計監査人を解任したときは、監事の互選によつて定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。</u>			
(会計監査人の選任及び解任等に関する手続) 第 84 条 <u>評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。</u> 2 <u>前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によつて行わなければならない。</u> 3 <u>会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。</u> 4 <u>会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。</u> 5 <u>理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。</u>			
(会計監査人に欠員を生じた場合の措置) 第 85 条 <u>会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。</u> 2 <u>前項の規定による一時会計監査人の職務を行うべき者の選任は、監事の過半数の合意によつて行わなければならない。</u> 3 <u>第 81 条及び第 83 条第 1 項の規定は、第 1 項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。この場合において、同条第 1 項中「評議員会の決議」とあるのは、「監事の全員の合意」と読み替えるものとする。</u>			

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
第2目 職務等 （会計監査人の職務等） 第86条 会計監査人は、第5節の定めるところにより、第103条第2項に規定する計算書類及びその附属明細書並びに財産目録その他の<u>文部科学省令</u>で定めるものを監査する。 2 会計監査人は、監査を行ったときは、<u>文部科学省令</u>で定めるところにより、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出しなければならない。 3 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。 (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求 (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求 (3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を<u>文部科学省令</u>で定める方法により表示したものの閲覧の請求 (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求 4 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、学校法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は学校法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 5 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。 6 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次の各号のいずれかに該当する者を使用してはならない。 (1) 第81条第3項第1号又は第2号に掲げる者 (2) 自己が会計監査人（前条第1項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を含む。次号において同じ。）に選任されている学校法人の役員若しくは職員又は子法人役員若しくは子法人に使用される者 (3) 自己が会計監査人に選任されている学校法人又はその子法人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者	(新設)		●（会計監査人が監査する書類） 第24条 法第86条第1項（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定めるものは、財産目録（貸借対照表に対応する項目に限る。）とする。 ●（会計監査報告の作成） 第25条 法第86条第2項（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定による会計監査報告の作成については、この条の定めるところによる。 2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。 (1) 当該学校法人（法第152条第6項において準用する場合にあつては、準学校法人。次号において同じ。）の理事及び職員 (2) 当該学校法人の子法人の理事、取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者及び子法人に使用される者 (3) その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者 ●（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） 第7条 【⇒p8】
（一般社団・財団法人法の規定の準用） 第87条 <u>一般社団・財団法人法第108条から第110条までの規定は、会計監査人について準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第108条第1項及び第109条第1項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、同条中「定時社員総会」とあるのは「定時評議員会」と、同項中「第107条第1項」とあるのは「私立学校法第86条第1項」と、一般社団・財団法人法第110条中「監事（監事が2人以上ある場合にあっては、その過半数）」とあるのは「監事の過半数」と読み替えるものとする。</u>		《一般社団・財団法人法》 ※改正法第87条の準用 （監事に対する報告） 第108条 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。 （定時評議員会における会計監査人の意見の陳述） 第109条 <u>私立学校法第86条第1項に規定する書</u>	

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
		類が法令又は寄附行為に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人（会計監査人が監査法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員。次項において同じ。）は、<u>定時評議員会</u>に出席して意見を述べることができる。 2 <u>定時評議員会</u>において会計監査人の出席を求める決議があったときは、会計監査人は、<u>定時評議員会</u>に出席して意見を述べなければならない。 (会計監査人の報酬等の決定に関する監事の関与) 第 110 条 理事は、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、<u>監事の過半数</u>の同意を得なければならない。	
第 5 款 役員、評議員又は会計監査人の損害賠償責任等	第 3 款 役員の損害賠償責任等		
(役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任) 第 88 条 役員、評議員又は会計監査人は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。 2 理事が第 40 条において準用する一般社団・財団法人法第 84 条第 1 項の規定に違反して同項第 1 号の取引【*<u>競業取引</u>】をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。 3 第 40 条において準用する一般社団・財団法人法第 84 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の取引【*<u>利益相反取引</u>】によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。 (1) <u>第 40 条において準用する一般社団・財団法人法第 84 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の理事</u> (2) 学校法人が当該取引をすることを決定した理事 (3) 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事	(役員、学校法人に対する損害賠償責任) 第 44 条の 2 役員は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。 2 理事が第 40 条の 5 において準用する一般社団・財団法人法第 84 条第 1 項の規定に違反して同項第 1 号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。 3 第 40 条の 5 において準用する一般社団・財団法人法第 84 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。 (1) <u>第 40 条の 5 において準用する一般社団・財団法人法第 84 条第 1 項の理事</u> (2) (略) (3) (略)		
(役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任) 第 89 条 役員、評議員又は会計監査人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員、評議員又は会計監査人は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。 2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。 (1) 理事 次に掲げる行為 イ <u>第 103 条第 2 項に規定する計算書類等及び財産目録に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</u> ロ 虚偽の登記 ハ 虚偽の公告 (2) 監事 <u>監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</u> (3) <u>会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</u>	(役員の第三者に対する損害賠償責任) 第 44 条の 3 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。 2 (略) (1) (略) イ <u>第 47 条第 1 項の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載</u> ロ (略) ハ (略) (2) 監事 <u>第 37 条第 3 項第 4 号の監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載</u> (新設)		

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
(役員、評議員又は会計監査人の連帯責任) 第 90 条 役員、評議員又は会計監査人が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員、評議員又は会計監査人も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。	(役員の連帯責任) 第 44 条の 4 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。		
(学校法人に対する損害賠償責任の免除) 第 91 条 第 88 条第 1 項の責任は、評議員会の決議がなければ、免除することができない。	(一般社団・財団法人法の規定の準用) 第 44 条の 5 一般社団・財団法人法第 112 条から第 116 条までの規定は第 44 条の 2 第 1 項の責任について、一般社団・財団法人法第 2 章第 3 節第 9 款の規定は学校法人について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「役員等の」とあるのは「役員の」と、「役員等が」とあるのは「役員が」と、「法務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とあるのは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と、「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「役員等に」とあるのは「役員に」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 私学法 44 条の 5 で準用する一般社団・財団法 113 条 (学校法人に対する損害賠償責任の免除) 第 112 条 私立学校法第 44 条の 2 第 1 項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。		
(責任の一部免除) 第 92 条 前条の規定にかかわらず、役員又は会計監査人の第 88 条第 1 項の責任は、当該役員又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額（第 94 条第 1 項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、評議員会の決議によつて免除することができる。 (1) 賠償の責任を負う額 (2) 当該役員又は会計監査人がその在職中に学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定される額に、次のイから八までに掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、当該イから八までに定める数乗じて得た額 イ 理事長 6 ロ 理事長以外の理事であつて、次に掲げるもの 4 ① 代表業務執行理事及び業務執行理事 ② 当該学校法人の業務を執行した理事（①に掲げる理事を除く。） ③ 当該学校法人の職員である理事 ハ 理事（イ及びロに掲げるものを除く。）、監事又は会計監査人 2 2 前項の場合には、理事は、同項の評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。 (1) 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額 (2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠 (3) 責任を免除すべき理由及び免除額 3 理事は、第 88 条第 1 項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を評議員会に提出するには、各監事の同意を得なければなら	(新設) 私学法 44 条の 5 で準用する一般社団・財団法 113 条 (責任の一部免除) 第 113 条 前条の規定にかかわらず、役員の私立学校法第 44 条の 2 第 1 項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額（第 115 条第 1 項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、評議員会の決議によつて免除することができる。 (1) 賠償の責任を負う額 (2) 当該役員がその在職中に学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の 1 年間当たりの額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定される額に、次のイから八までに掲げる役員の区分に応じ、当該イから八までに定める数乗じて得た額 イ 理事長 6 ロ 理事長以外の理事であつて、次に掲げるもの 4 (イ) 寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの (ロ) 当該学校法人の業務を執行した理事（(イ)に掲げる理事を除く。） (ハ) 当該学校法人の職員 ハ 理事（イ及びロに掲げるものを除く。）、監事 2 2 前項の場合には、理事は、同項の評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。 (1) 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額 (2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠 (3) 責任を免除すべき理由及び免除額 3 学校法人においては、理事は、私立学校法第 44 条の 2 第 1 項の責任の免除（理		●（責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法） 第 26 条 法第 92 条第 1 項第 2 号（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。 (1) 役員又は会計監査人がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員が当該学校法人（法第 152 条第 6 項において準用する場合にあつては、準学校法人。以下この条において同じ。）の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として学校法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の会計年度（次のイから八までに掲げる場合の区分に応じ、当該イから八までに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。）ごとの合計額（当該会計年度の期間が 1 年でない場合にあつては、当該合計額を 1 年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額 イ 法第 92 条第 1 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の評議員会の決議を行った場合 当該評議員会の決議の日 ロ 法第 93 条第 1 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替後)	引用する <u>施行令・施行規則</u> (<u>下線</u> は改正後)
ない。 4 第1項の決議があつた場合において、学校法人が当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の<u>文部科学省令</u>で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。	事の責任の免除に限る。）に関する議案を評議員会に提出するには、監事（監事が2人以上ある場合にあっては、各監事）の同意を得なければならない。 4 第1項の決議があつた場合において、<u>学校法人</u>が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の<u>文部科学省令</u>で定める財産上の利益を与えるときは、<u>評議員会</u>の承認を受けなければならない。		含む。）の規定による寄附行為の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行った場合 当該決議のあつた日 ハ 法第94条第1項（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の契約を締結した場合 責任の原因となる事実が生じた日（2以上の日がある場合にあっては、最も遅い日） 2) イに掲げる額を口に掲げる数で除して得た額 イ 次に掲げる額の合計額 ① 当該役員又は会計監査人が当該学校法人から受けた退職慰労金の額 ② 当該役員が当該学校法人の職員を兼ねていた場合における当該職員としての退職手当のうち当該役員を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額 ③ ①又は②に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額 □ 当該役員又は会計監査人がその職に就いていた年数（当該役員又は会計監査人が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあっては、当該数） ① 理事長 6 ② 理事長以外の理事であつて、次に掲げるもの 4 (i) 代表業務執行理事及び業務執行理事 (ii) 当該学校法人の業務を執行した理事（(i)に掲げる理事を除く。） (iii) 当該学校法人の職員である理事 ③ 理事（①及び②に掲げるものを除く。）、監事又は会計監査人 2 ●（責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等） 第27条 法第92条第4項（法第93条第5項及び第94条第5項において準用する場合を含む。）（これらの規定を第152条第6項において準用する場合を含む。）の<u>文部科学省令</u>で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。 (1) 退職慰労金 (2) 当該役員が当該学校法人（法第152条第6項において準用する場合にあっては、<u>準学校法人</u>）の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該役員を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分 (3) 前2号に掲げるものの性質を有する財産上の利益
（理事会による免除に関する寄附行為の定め） 第93条 第91条の規定にかかわらず、学校法人は、役員又は会計監査人の第88条第1項の責任について、当該役員又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員又は会計監査人の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によつて免除することができる旨を寄附行為をもつて定めることができる。 2 理事は、寄附行為を変更して前項の規定による寄附行為の定め（理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。）を設ける議案及び同項の規定による寄附行為の定めに基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。 3 第1項の規定による寄附行為の定めに基づいて役員又は会計監査人の責任を免除する旨の理事会の決議を行ったときは、理事は、遅滞なく、	私学法44条の5で準用する一般社団・財団法114条 （理事等による免除に関する寄附行為の定め） 第114条 第112条の規定にかかわらず、学校法人（理事が2人以上ある場合に限る。）は、<u>私立学校法</u>第44条の2第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第1項の規定により免除することができる額を限度として<u>理事会</u>の決議によつて免除することができる旨を寄附行為で定めることができる。 2 前条第3項の規定は、寄附行為を変更して前項の規定による寄附行為の定め（理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を評議員会に提出する場合及び同項の規定による寄附行為の定めに基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出する場合について準用する。 3 第1項の規定による寄附行為の定めに基づいて役員の責任を免除する旨の理事会の決議を行ったときは、理事は、遅滞なく、前条第2項各号に掲		

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
前条第 2 項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、1 月を下ることができない。 4 評議員の総数の 10 分の 1（これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあっては、その割合）以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、学校法人は、第 1 項の規定による寄附行為の定めに基づく責任の免除をしてはならない。 5 前条第 4 項の規定は、第 1 項の規定による寄附行為の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。	げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、1 箇月を下ることができない。 4 総評議員（前項の責任を負う役員であるものを除く。）の議決権の 10 分の 1（これを下回る割合を寄附行為で定めた場合にあっては、その割合）以上の評議員が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、学校法人は、第 1 項の規定による寄附行為の定めに基づく免除をしてはならない。 5 前条第四項の規定は、第 1 項の規定による寄附行為の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。		
（責任限定契約） 第 94 条 第 91 条の規定にかかわらず、学校法人は、理事（業務執行理事等及び当該学校法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人の第 88 条第 1 項の責任について、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、寄附行為をもつて定めた額の範囲内であらかじめ学校法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる旨を寄附行為をもつて定めることができる。 2 前項の契約を締結した非業務執行理事、監事又は会計監査人が当該学校法人の業務執行理事等又は職員に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失う。 3 理事は、寄附行為を変更して第 1 項の規定による寄附行為の定め（非業務執行理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。 4 第 1 項の契約を締結した学校法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。 (1) 第 92 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項 (2) 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由 (3) 第 88 条第 1 項の損害のうち、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が賠償する責任を負わないとされた額 5 第 92 条第 4 項の規定は、非業務執行理事、監事又は会計監査人が第 1 項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。	私学法 44 条の 5 で準用する一般社団・財団法 115 条 （責任限定契約） 第 115 条 第 112 条の規定にかかわらず、学校法人は、理事（業務執行理事（理事長、理事長以外の理事であって寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの及び当該学校法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項及び第 141 条第 3 項において同じ。）又は当該学校法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条及び第 301 条第 2 項第 12 号において「非業務執行理事等」という。）の私立学校法第 44 条の 2 第 1 項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、寄附行為で定めた額の範囲内であらかじめ学校法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を寄附行為で定めることができる。 2 前項の契約を締結した非業務執行理事等が当該学校法人の業務執行理事又は職員に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失う。 3 第 113 条第 3 項の規定は、寄附行為を変更して第 1 項の規定による寄附行為の定め（同項に規定する理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を評議員会に提出する場合について準用する。 4 第 1 項の契約を締結した学校法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。 (1) 第 113 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項 (2) 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由 (3) 私立学校法第 44 条の 2 第 1 項の損害のうち、当該非業務執行理事等が賠償する責任を負わないとされた額 5 第 113 条第 4 項の規定は、非業務執行理事等が第 1 項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。		
（理事が自己のためにした取引に関する特則） 第 95 条 第 40 条において準用する一般社団・財団法人法第 84 条第 1 項第 2 号の取引【*利益相反取引】（自己のためにした取引に限る。）をした理事の第 88 条第 1 項の責任は、任務を怠ったことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもつて免れることができない。 2 前 3 条の規定は、前項の責任については、適用しない。	私学法 44 条の 5 で準用する一般社団・財団法 116 条 （理事が自己のためにした取引に関する特則） 第 116 条 私立学校法第 40 条の 5 において準用する第 84 条第 1 項第 2 号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした理事の私立学校法第 44 条の 2 第 1 項の責任は、任務を怠ったことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもつて免れることができない。 2 前 3 条の規定は、前項の責任については、適用しない。		

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
(補償契約) 第 96 条 学校法人が、役員又は会計監査人に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該学校法人が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。 (1) 当該役員又は会計監査人が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用 (2) 当該役員又は会計監査人が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失 イ 当該損害を当該役員又は会計監査人が賠償することにより生ずる損失 ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員又は会計監査人が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失 2 学校法人は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。 (1) 前項第 1 号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分 (2) 当該学校法人が前項第 2 号の損害を賠償するとすれば当該役員又は会計監査人が当該学校法人に対して第 88 条第 1 項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分 (3) 役員又は会計監査人がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第 2 号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部 3 補償契約に基づき第 1 項第 1 号に掲げる費用を補償した学校法人が、当該役員又は会計監査人が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該学校法人に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員又は会計監査人に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。 4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。 5 第 40 条において準用する一般社団・財団法人法第 84 条第 1 項【* 競業・利益相反取引】及び第 92 条第 2 項【* 競業・利益相反取引の理事会への報告義務】の規定並びに第 88 条第 3 項及び前条第 1 項の規定は、学校法人与自然の間の補償契約については、適用しない。 6 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 108 条の規定は、第 1 項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。	私学法 44 条の 5 で準用する一般社団・財団法 118 条の 2 (補償契約) 第 118 条の 2 学校法人が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該学校法人が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。 (1) 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用 (2) 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失 イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失 ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失 2 学校法人は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。 (1) 前項第 1 号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分 (2) 当該学校法人が前項第 2 号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該学校法人に対して私立学校法第 44 条の 2 第 1 項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分 (3) 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第 2 号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部 3 補償契約に基づき第 1 項第 1 号に掲げる費用を補償した学校法人が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該学校法人に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。 4 学校法人においては、補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。 5 私立学校法第 40 条の 5 において準用する第 84 条第 1 項及び第 92 条第 2 項の規定、同法第 44 条の 2 第 3 項の規定並びに同法第 44 条の 5 において準用する第 116 条第 1 項の規定は、学校法人与自然の間の補償契約については、適用しない。 6 民法第 108 条の規定は、第 1 項の決議によってその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。	《民法》 (自己契約及び双方代理等) 第 108 条 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。 2 前項本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。	

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
(役員又は会計監査人のために締結される保険契約) 第 97 条 学校法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員又は会計監査人がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員又は会計監査人を被保険者とするもの（以下この条において「賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。 2 第 40 条において準用する一般社団・財団法人法第 84 条第 1 項【*競業・利益相反取引】及び第 92 条第 2 項【*競業・利益相反取引の理事会への報告義務】の規定並びに第 88 条第 3 項の規定は、理事を被保険者とする賠償責任保険契約の締結については、適用しない。 3 民法第 108 条の規定は、第 1 項の決議によってその内容が定められた前項の賠償責任保険契約の締結については、適用しない。	私学法 44 条の 5 で準用する一般社団・財団法 118 条の 3 (役員のために締結される保険契約) 第 118 条の 3 学校法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして文部科学省令【第 3 条の 5】で定めるものを除く。第 3 項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。 2 私立学校法第 40 条の 5 において準用する第 84 条第 1 項及び第 92 条第 2 項の規定並びに同法第 44 条の 2 第 3 項の規定は、学校法人が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。 3 民法第 108 条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第 1 項の決議によってその内容が定められたときに限る。		
第 4 節 予算及び事業計画等	第 3 節 管理		
	第 5 款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等		
(会計年度) 第 98 条 学校法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。 (予算及び事業計画) 第 99 条 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。	(会計年度) 第 49 条 学校法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。 (予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画) 第 45 条の 2 (略) 2・3 【⇒p59】		
(役員及び評議員に対する報酬等) 第 100 条 学校法人は、役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下この条において同じ。）について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。 2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従って、その役員及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。	(報酬等) 第 48 条 学校法人は、役員に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。 2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従って、その役員に対する報酬等を支給しなければならない。		●第 28 条 法第 100 条第 1 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準においては、役員及び評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。
第 5 節 会計並びに計算書類等及び財産目録等	(新設)		
(会計の原則) 第 101 条 学校法人は、文部科学省令で定める基準【学校法人会計基準】に従い、会計処理を行わなければならない。	(新設)		

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する <u>施行令・施行規則</u> (<u>下線</u> は改正後)
(会計帳簿) 第 102 条 学校法人は、<u>文部科学省令【学校法人会計基準】</u>で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。 2 学校法人は、会計帳簿の閉鎖の時から 10 年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。	(新設)		
(計算書類等の作成及び保存) 第 103 条 学校法人は、<u>文部科学省令【学校法人会計基準】</u>で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。 2 学校法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に、<u>文部科学省令</u>で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類等（計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。 3 計算書類等は、電磁的記録をもつて作成することができる。 4 学校法人は、計算書類を作成した時から 10 年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。	(新設)		● 第 29 条 法第 103 条第 2 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による事業報告書及びその附属明細書の作成については、この条の定めるところによる 2 事業報告書は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。 (1) 当該学校法人（法第 152 条第 6 項において準用する場合にあつては、準学校法人）の状況に関する重要な事項（計算関係書類（計算書類及びその附属明細書をいう。以下同じ。）の内容となる事項を除く。） (2) 法第 36 条第 3 項第 5 号（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の体制の整備についての決議があるときは、その決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要 3 事業報告書の附属明細書は、事業報告書の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。
(計算書類等の監査等) 第 104 条 計算書類等は、<u>文部科学省令</u>で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置学校法人においては、計算書類及びその附属明細書については、<u>文部科学省令</u>で定めるところにより、監事及び会計監査人の監査を受けなければならない。 3 前 2 項の監査を受けた計算書類等は、理事会の決議による承認を受けなければならない。この場合において、当該承認は、監査報告（会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。次条第 1 項及び第 106 条において同じ。）の内容を踏まえて行うものとする。	(新設)		● (計算関係書類の監査) 第 30 条 法第 104 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の監査（計算関係書類（各会計年度に係るものに限る。以下この節において同じ。）に係るものに限る。以下この節において同じ。）については、この節に定めるところによる。 2 前項に規定する監査には、公認会計士法第 2 条第 1 項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。 ● (監査報告の内容) 第 31 条 監事（会計監査人を置く学校法人（法第 152 条第 6 項の規定において準用する場合にあつては、準学校法人。以下この節において同じ。）の監事を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。 (1) 監事の監査の方法及びその内容 (2) 計算関係書類が当該学校法人の財産及び収支の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見 (3) 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由 (4) 追記情報 (5) 監査報告を作成した日 2 前項第 4 号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項をいう。 (1) 会計方針の変更 (2) 重要な偶発事象 (3) 重要な後発事象 ● (監査報告の通知期限等) 第 32 条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日まで、に、特定理

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
			事に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。 (1) 当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から 4 週間を経過した日 (2) 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から 1 週間を経過した日 (3) 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日 2 計算関係書類については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。 3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第 1 項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 (1) 第 1 項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事 (2) 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った理事 5 第 1 項及び第 3 項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 (1) 第 1 項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めた場合 当該通知をすべき監事として定められた監事 (2) 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事 ●（計算関係書類の提供） 第 33 条 計算関係書類を作成した理事は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監事に対しても計算関係書類を提供しなければならない。 ●（会計監査報告の内容） 第 34 条 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。 (1) 会計監査人の監査の方法及びその内容 (2) 計算関係書類が当該学校法人の財産及び収支の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項 イ 無限定適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる学校法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び収支の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨 ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる学校法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び収支の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由 ハ 不適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が不適正である旨及びその理由 (3) 前号の意見がないときは、その旨及びその理由 (4) 第 2 号の意見があるときは、事業報告書及びその附属明細書並びに財産目録(第 24 条に規定する貸借対照表に対応する項目を除く。)

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
			の内容と計算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容 (5) 追記情報 (6) 会計監査報告を作成した日 2 前項第 5 号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 (1) 会計方針の変更 (2) 重要な偶発事象 (3) 重要な後発事象 ●（会計監査人を置く学校法人の監事の監査報告の内容） 第 35 条 会計監査人を置く学校法人の監事は、計算関係書類及び会計監査報告（次条第 3 項に規定する場合にあつては、計算関係書類）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。 (1) 監事の監査の方法及びその内容 (2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（次条第 3 項に規定する場合にあつては、会計監査報告を受領していない旨） (3) 重要な後発事象（会計監査報告の内容となつているものを除く。） (4) 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項 (5) 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由 (6) 監査報告を作成した日 ●（会計監査報告の通知期限等） 第 36 条 会計監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定監事及び特定理事に対し、計算関係書類についての会計監査報告の内容を通知しなければならない。 (1) 当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から 4 週間を経過した日 (2) 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から 1 週間を経過した日 (3) 特定理事、特定監事及び会計監査人の間で合意により定めた日があるときは、その日 2 計算関係書類については、特定監事及び特定理事が前項の規定による会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとする。 3 前項の規定にかかわらず、会計監査人が第 1 項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう（第 38 条において同じ。）。 (1) 第 1 項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事 (2) 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行つた理事 5 第 1 項及び第 2 項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
			場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう（次条及び第 37 条において同じ。）。 (1) <u>第 1 項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監事を定めたとき 当該通知を受ける監事として定められた監事</u> (2) <u>前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事</u> ●（会計監査人の職務の遂行に関する事項） <u>第 37 条</u> 会計監査人は、前条第 1 項の規定による特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあっては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、全ての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。 (1) <u>独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項</u> (2) <u>監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項</u> (3) <u>会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項</u> ●（会計監査人を置く学校法人の監事の監査報告の通知期限） <u>第 38 条</u> 会計監査人を置く学校法人の特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び会計監査人に対し、計算関係書類に係る監査報告の内容を通知しなければならない。 (1) <u>会計監査報告を受領した日（第 36 条第 3 項に規定する場合にあっては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日）から 1 週間を経過した日</u> (2) <u>特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日</u> 2 <u>計算関係書類については、特定理事及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。</u> 3 <u>前項の規定にかかわらず、特定監事が第 1 項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。</u> ●（事業報告書等の監査） <u>第 39 条</u> 法第 104 条第 1 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の監査（事業報告書及びその附属明細書に係るものに限る。以下この節において同じ。）については、この節に定めるところによる。 ●（監査報告の内容） <u>第 40 条</u> 監事は、事業報告書及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。 (1) <u>監事の監査の方法及びその内容</u> (2) <u>事業報告書及びその附属明細書が法令又は寄附行為に従い当該学校法人（法第 152 条第 6 項において準用する場合にあっては、準学校法人。以下この節において同じ。）の状況を正しく示しているかどうかについての意見</u> (3) <u>当該学校法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があつたときは、その事実</u> (4) <u>監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由</u>

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する <u>施行令・施行規則</u> (<u>下線</u> は改正後)
			(5) 第 29 条第 2 項第 2 号に掲げる事項（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でない<u>と認めるときは、その旨及びその理由</u> (6) <u>監査報告を作成した日</u> ●（<u>監査報告の通知期限等</u>） <u>第 41 条</u> 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日まで、に、特定理事に対し、事業報告書及びその附属明細書についての監査報告の内容を通知しなければならない。 (1) <u>当該事業報告書を受領した日から 4 週間を経過した日</u> (2) <u>当該事業報告書の附属明細書を受領した日から 1 週間を経過した日</u> (3) <u>特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日</u> 2 <u>事業報告書及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。</u> 3 <u>前項の規定にかかわらず、特定監事が第 1 項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、事業報告書及びその附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。</u> 4 <u>第 1 項及び第 2 項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</u> (1) <u>第 1 項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事</u> (2) <u>前号に掲げる場合以外の場合 事業報告書及びその附属明細書の作成に関する職務を行つた理事</u> 5 <u>第 1 項及び第 3 項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</u> (1) <u>第 1 項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めた場合 当該通知をすべき監事として定められた監事</u> (2) <u>前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事</u>
(計算書類及び事業報告書並びに監査報告の評議員への提供等) <u>第 105 条</u> 理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、<u>文部科学省令</u>で定めるところにより、評議員に対し、前条第 3 項の承認を受けた計算書類及び事業報告書並びに監査報告を提供しなければならない。 2 <u>理事は、前条第 3 項の承認を受けた計算書類及び事業報告書を定時評議員会に提出しなければならない。</u> 3 <u>理事は、前項の規定により提出された計算書類及び事業報告書の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。</u>	(評議員会に対する決算等の報告) <u>第 46 条</u> 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。		●<u>第 42 条</u> 法第 105 条第 1 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による計算書類及び事業報告書並びに監査報告（会計監査人を置く学校法人にあつては、会計監査報告を含む。以下この条において「提供書類等」という。）の提供に関しては、この条の定めるところによる。 2 <u>定時評議員会の招集通知（法第 70 条第 4 項又は第 5 項（これらの規定を法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の通知をいう。次項において同じ。）を次の各号に掲げる方法により行う場合に</u>あつては、提供書類等は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。 (1) <u>書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法</u> イ <u>提供書類等が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供</u> ロ <u>提供書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の提供</u> (2) <u>情報通信の技術を利用する方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法</u> イ <u>提供書類等が書面をもつて作成されている場合 情報通信の技術</u>

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
			を利用する方法による当該書面に記載された事項の提供 □ 提供書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 情報通信の技術を利用する方法による当該電磁的記録に記録された事項の提供 3 理事は、計算書類又は事業報告書の内容とすべき事項について、定時評議員会の招集通知を発出した日から定時評議員会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を評議員に周知させる方法を当該招集通知と併せて通知することができる。
(計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等) 第 106 条 学校法人は、計算書類等及び監査報告を、前条第 2 項の定時評議員会の日の 1 週間前の日から 5 年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。 2 学校法人は、計算書類等及び監査報告の写しを、前条第 2 項の定時評議員会の日の 1 週間前の日から 3 年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等及び監査報告を電磁的記録で作成し、従たる事務所において次項第 3 号及び第 4 号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として<u>文部科学省令</u>で定めるものをとつているときは、この限りでない。 3 債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第 2 号又は第 4 号に掲げる請求をするには、当該学校法人の定めた費用を支払わなければならない。 (1) 計算書類等及び監査報告が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求 (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求 (3) 計算書類等及び監査報告が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を<u>文部科学省令</u>で定める方法により表示したものの閲覧の請求 (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求 4 当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の債権者以外の利害関係人は、学校法人の業務時間内は、いつでも、前項第 1 号及び第 3 号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。	(新設)		●（電磁的記録の備置きに関する特則） 第 6 条 【⇒p7】 ●（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） 第 7 条 【⇒p8】
(財産目録等の作成、備置き及び閲覧等) 第 107 条 学校法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に（学校法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく）、<u>文部科学省令</u>で定めるところにより、次に掲げる書類を作成しなければならない。 (1) 財産目録 (2) 役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿 (3) 第 100 条第 1 項に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類 2 前項各号に掲げる書類（以下「財産目録等」という。）は、電磁的記録をもつて作成することができる。 3 学校法人は、財産目録等を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から 5 年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。 4 学校法人は、財産目録等の写しを、当該会計年度に係る定時評議員会	(財産目録の作成及び備置き) 第 33 条の 3 学校法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備えて置かなければならない。 (財産目録等の備付け及び閲覧) 第 47 条 学校法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に、<u>文部科学省令</u>で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。次項及び第 3 項において同じ。）を作成しなければならない。		●第 43 条 法第 107 条第 1 項第 1 号（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）に掲げる財産目録は、理事会の決議による承認を受けなければならない。 2 法第 104 条及び第 105 条（これらの規定を法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）並びに第 30 条から前条までの規定は、学校法人（法第 152 条第 6 項において準用する場合にあつては、準学校法人）が前項の財産目録に係る同項の承認を受けるための手続について準用する。

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
の日から３年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、財産目録等を電磁的記録で作成し、従たる事務所において次項第２号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として<u>文部科学省令</u>で定めるものをつづいているときは、この限りでない。 ５ 当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人は、学校法人の業務時間内は、いつでも、財産目録等について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。 (1) 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求 (2) 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を<u>文部科学省令</u>で定める方法により表示したものの閲覧の請求 ６ 前項の規定にかかわらず、学校法人は、第１項第２号の名簿について前項各号に掲げる請求があつた場合には、当該名簿に記載され、又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除く。同項各号の閲覧をさせることができる。	２ 学校法人は、前項の書類、第３７条第３項第４号の監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準（以下「財産目録等」という。）を、作成の日から５年間、各事務所に備えて置き、請求があつた場合（都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等（役員等名簿を除く。）にあつては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 ３ 前項の規定にかかわらず、学校法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除く。同項の閲覧をさせることができる。		●（電磁的記録の備置きに関する特則） 第６条 【⇒p7】 ●（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） 第７条 【⇒p8】
第６節 寄附行為の変更	第３節 管理		
	第４款 寄附行為変更の認可等		
第１０８条 寄附行為の変更の決定は、理事会の決議によらなければならない。 ２ 理事会は、前項の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。 ３ 寄附行為の変更（軽微な変更として<u>文部科学省令</u>で定めるものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 ４ 第２４条第１項の規定は、前項の認可について準用する。 ５ 学校法人は、第３項の<u>文部科学省令</u>で定める寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。	第４５条 寄附行為の変更（<u>文部科学省令</u>で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 ２ 学校法人は、前項の<u>文部科学省令</u>で定める事項に係る寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。		●（寄附行為変更認可申請手続等） 第４４条 法第１０８条第３項の規定により寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書並びに寄附行為変更の条項（当該条項に係る新旧の比較対照表を含む。以下同じ。）及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。 (1) 寄附行為所定の手続（法第１０８条第１項及び第２項に規定する手続（同項に規定する手続に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為をもつて定めた学校法人及び大臣所轄学校法人等（法第１５０条の軽微な変更として<u>文部科学省令</u>で定めるもの以外の寄附行為の変更の認可を受けようとするものに限る。）にあつては、評議員会の決議を含む。）を経たことを証する書類 (2) 文部科学大臣の所轄に属する学校法人にあつては、次に掲げる書類 イ 当該学校法人の概要を記載した書類 ロ 第３条第１項第１０号に掲げる書類 (3) その他所轄庁が定める書類 ２ 前項の寄附行為の変更が、学校法人が私立大学等を設置する場合に係るものであるときは、同項の規定にかかわらず、認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、当該私立大学等の開設年度の前々年度の１０月１日から同月３１日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。 (1) 前項第１号に掲げる書類 (2) 第３条第１項第３号、第９号及び第１０号に掲げる書類 (3) その他文部科学大臣が定める書類 ３ 前項の申請をした者は、次に掲げる書類を当該私立大学等の開設年度の前年度の６月３０日までに文部科学大臣に提出するものとする。 (1) 開設年度の前々年度の財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類、貸借対照表及び収支決算書並びに開設年度の前年度の予算書

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)									
			(2) 第3条第2項第2号及び第4号から第7号までに掲げる書類 (3) その他文部科学大臣が定める書類 4 前2項の規定は、第1項の寄附行為の変更が、私立大学の学部若しくは学科、大学院若しくは大学院の研究科又は私立高等専門学校の学科（以下「私立大学の学部等」と総称する。）を設置する場合に係るものであるときの申請について準用する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><th>第1欄</th><th>第2欄</th><th>第3欄</th></tr><tr><td>第2項</td><td>当該私立大学等の開設年度の前々年度の10月1日から同月31日までの間</td><td>当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の3月1日から同月31日までの間</td></tr><tr><td>前項</td><td>当該私立大学等</td><td>当該私立大学の学部等</td></tr></table> 5 第1項の寄附行為の変更が、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第50条第1項、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第43条第1項、専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）第62条第1項又は専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）第59条第1項に規定する国際連携学科の設置に係る場合における前項の規定の適用については、同項の表中「当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで」とあるのは「当該学科の開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで又は当該学科の開設年度の前年度の8月1日から同月31日まで若しくは3月1日から同月31日まで又は当該学科の開設年度の8月1日から同月31日まで」と、同表前項の項中「当該私立大学等」とあるのは「当該私立大学等の開設年度の前年度の6月30日まで」と、「当該私立大学の学部等」とあるのは「当該学科の設置の認可に係る申請時に」とする。この場合において、第3条第2項第6号中「開設年度の前年度」とあるのは「開設年度の前年度（開設年度に申請する場合にあつては開設年度）」と、第3項第1号中「開設年度の前々年度」とあるのは「申請年度の前年度」と、「開設年度の前年度」とあるのは「申請年度」とする。 6 第1項の寄附行為の変更が、都道府県知事の所轄に属する学校法人が都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市（次項及び第10項において「指定都市等」という。）の長の所轄に属する私立学校を設置し、又は設置している私立学校に課程、学科若しくは部（以下「課程等」という。）を設置する場合（広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合を含む。以下同じ。）に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。 (1) 第3条第2項各号（第1号及び第8号を除く。）に掲げる書類（この場合において、同項第6号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、<u>「2年間」とする。</u>） (2) 第3項第1号に掲げる書類 (3) <u>その他所轄庁</u>が定める書類 7 第1項の寄附行為の変更が、文部科学大臣の所轄に属する学校法人が都道府県知事又は指定都市等の長の所轄に属する私立学校を設置し、又は都道府県知事の所轄に属する私立学校に課程等を設置する場	第1欄	第2欄	第3欄	第2項	当該私立大学等の開設年度の前々年度の10月1日から同月31日までの間	当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の3月1日から同月31日までの間	前項	当該私立大学等	当該私立大学の学部等
第1欄	第2欄	第3欄										
第2項	当該私立大学等の開設年度の前々年度の10月1日から同月31日までの間	当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の3月1日から同月31日までの間										
前項	当該私立大学等	当該私立大学の学部等										

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
			合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。 (1) 第3条第1項第9号に掲げる書類 (2) 第3条第2項第2号及び第4号から第7号までに掲げる書類 (3) 第3項第1号に掲げる書類 (4) その他文部科学大臣が定める書類 8 第4条の規定は、第2項及び第4項の申請について準用する。この場合において、同項の申請については、同条中「私立大学等」とあるのは、「私立大学の学部等」と読み替えるものとする。 9 第1項の寄附行為の変更が、私立学校を廃止し、若しくは都道府県知事の所轄に属する私立学校に置いていた課程等を廃止する場合（広域の通信制の課程を広域の通信制の課程以外の課程とする場合を含む。以下この項において同じ。）又は従来行っていた収益事業を廃止する場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。 (1) 当該廃止する私立学校若しくは課程等又は収益事業に係る財産の処分に関する事項を記載した書類 (2) 第3条第2項第1号及び第6号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「2年間」とする。） 10 第1項の寄附行為の変更が、都道府県知事又は指定都市等の長の所轄に属する私立学校又は課程等を廃止し、その職員組織等を基に、他の都道府県知事又は指定都市等の長の所轄に属する私立学校又は他の課程等を設置しようとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、第6項又は第7項の規定にかかわらず、第3条第2項第1号及び第5号に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。 11 第1項の寄附行為の変更が、当該学校法人が新たに収益事業を行う場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。 (1) 第3条第2項第4号から第7号までに掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「2年間」とする。） (2) 第3項第1号に掲げる書類 12 第1項の寄附行為の変更が登記事項の変更に係る場合には、同項の認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類には、副本を添付することを要する。 ●第45条 前条第1項の寄附行為の変更が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項に基づく私立大学等又は私立大学の学部等（私立大学の学部の学科及び私立高等専門学校の学科を除く。以下この条において同じ。）の設置者の変更により当該私立大学等又は私立大学の学部等の設置者となる場合に係るものであるときは、前条第1項の規定にかかわらず、認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。 (1) 前条第1項第1号及び第2号口に掲げる書類 (2) 前条第3項第1号に掲げる書類 (3) 第3条第1項第3号に掲げる書類 (4) 第3条第2項第4号から第7号までに掲げる書類 (5) その他文部科学大臣が定める書類 2 前条第1項の寄附行為の変更が、学校教育法第4条第1項に基づく私立大学等又は私立大学の学部等の設置者の変更により当該私立大学

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する <u>施行令・施行規則</u> (下線は改正後)
			等又は私立大学の学部等の設置者でなくなる場合（当該変更後も文部科学大臣の所轄に属する学校法人である場合に限る。）に係るものであるときは、前条第 1 項の規定にかかわらず、認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。 (1) 当該設置者の変更による財産の処分に関する事項を記載した書類 (2) 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類 (3) 第 3 条第 2 項第 1 号及び第 6 号に掲げる書類(この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数を経過する年度まで」とあるのは、「2 年間」とする。) (4) <u>その他文部科学大臣が定める書類</u> ●（寄附行為変更の届出手続等） 第 46 条 法第 108 条第 3 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の軽微な変更として文部科学省令で定めるものは、次に掲げる事項に係る寄附行為の変更とする。 (1) 法第 23 条第 1 項第 3 号（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）に掲げる事項のうち、学校教育法第 4 条第 2 項の規定に基づき、認可を受けることを要しないこととされた事項、同条第 1 項（同法第 134 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び同法第 130 条第 1 項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。附則第 12 項において「認定こども園法」という。）第 17 条第 1 項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項並びに大学の学部の学科、高等専門学校の学科及び大学における通信教育の廃止に係る事項 (2) 法第 23 条第 1 項第 4 号（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）に掲げる事項（所轄庁の変更を伴わない場合に限る。） (3) 法第 23 条第 1 項第 16 号（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）に掲げる事項 2 法第 108 条第 5 項の規定による寄附行為の変更の届出を行おうとするときは、届出書に寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類、変更後の寄附行為並びに第 44 条第 1 項第 1 号に掲げる書類を添付して、所轄庁に提出するものとする。
第 7 節 解散及び清算並びに合併	第 4 節 解散		
（解散事由） 第 109 条 学校法人は、次に掲げる事由によつて解散する。 (1) <u>理事会の決議による決定</u> (2) 寄附行為に定めた解散事由の発生 (3) 目的たる事業の成功の不能 (4) 学校法人又は第 152 条第 5 項の法人との合併 (5) 破産手続開始の決定 (6) 第 135 条第 1 項の規定による所轄庁の解散命令 2 <u>理事会は、前項第 1 号の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。</u> 3 <u>第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</u> 4 <u>所轄庁は、前項の認可をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。</u>	（解散事由） 第 50 条 学校法人は、次の事由によつて解散する。 (1) <u>理事の 3 分の 2 以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決</u> (2) （略） (3) （略） (4) 学校法人又は第 64 条第 4 項の法人との合併 (5) （略） (6) <u>第 62 条第 1 項の規定による所轄庁の解散命令</u> （新設） 2 <u>前項第 1 号及び第 3 号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。</u> 3 <u>第 31 条第 2 項の規定は、前項の認可又は認定の場合に準用する。</u>（⇒p7）		●（解散認可申請手続） 第 47 条 法第 109 条第 3 項の解散の認可を受けようとするときは、解散の事由を記載した認可申請書に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。 (1) 理由書 (2) 法第 109 条第 1 項第 1 号に該当する場合にあつては寄附行為所定の手続（同号に規定する手続及び同条第 2 項に規定する手続（同項に規定する手続に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為をもつて定めた学校法人及び大臣所轄学校法人等にあつては、<u>評議員会の決議</u>）を含む。）を経たことを証する書類 (3) 残余財産の処分に関する事項を記載した書類 (4) 第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる書類 (5) <u>文部科学大臣の所轄に属する学校法人にあつては、第 3 条第 1 項第 10 号及び第 44 条第 1 項第 2 号イに掲げる書類</u> (6) <u>その他所轄庁が定める書類</u> 2 <u>前項の認可申請書及び同項第 1 号に掲げる書類には、副本を添付することを要する。</u>

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
5 清算人は、第 1 項第 2 号又は第 5 号に掲げる事由によつて解散した場合には、所轄庁にその旨を届け出なければならない。	4 (略)		
(学校法人についての破産手続の開始) 第 110 条 学校法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。 2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。	(学校法人についての破産手続の開始) 第 50 条の 2 (略)		
(清算の開始) 第 111 条 学校法人は、次に掲げる場合には、次条から第 125 条までに定めるところにより、清算をしなければならない。 (1) 解散した場合（第 109 条第 1 項第 4 号に掲げる事由によつて解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。） (2) 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合 2 前項の規定により清算をする学校法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。	(清算中の学校法人の能力) (新設) 第 50 条の 3 解散した学校法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。		
(清算人) 第 112 条 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定及び第 135 条第 1 項の規定による解散命令による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。 2 学校法人が第 135 条第 1 項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。	(清算人) 第 50 条の 4 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定及び第 62 条第 1 項の規定による解散命令による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。 2 学校法人が第 62 条第 1 項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。		
(裁判所による清算人の選任) 第 113 条 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。 2 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。	(裁判所による清算人の選任) 第 50 条の 5 (略) (新設)		
(清算人の解任) 第 114 条 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。	(清算人の解任) 第 50 条の 6 (略)		
(清算人の届出) 第 115 条 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。	(清算人の届出) 第 50 条の 7 (略)		
(清算人の職務及び権限) 第 116 条 清算人の職務は、次のとおりとする。 (1) 現務の結了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。	(清算人の職務及び権限) 第 50 条の 8 (略)		

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
(債権の申出の催告等) 第 117 条 清算人は、その就職の日から 2 月以内に、少なくとも 3 回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2 月を下ることができない。 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除外することができない。 3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。 4 第 1 項の公告は、官報に掲載してする。	(債権の申出の催告等) 第 50 条の 9 (略)		
(期間経過後の債権の申出) 第 118 条 前条第 1 項の期間の経過後に申出をした債権者は、学校法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。	(期間経過後の債権の申出) 第 50 条の 10 (略)		
(清算中の学校法人についての破産手続の開始) 第 119 条 清算中に学校法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。 2 清算人は、清算中の学校法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものである。 3 前項に規定する場合において、清算中の学校法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものであるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。 4 第 1 項の規定による公告は、官報に掲載してする。	(清算中の学校法人についての破産手続の開始) 第 50 条の 11 (略)		
(裁判所の選任する清算人の報酬) 第 120 条 裁判所は、第 113 条の規定により清算人を選任した場合には、学校法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合において、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。	(裁判所の選任する清算人の報酬) 第 50 条の 12 裁判所は、第 50 条の 5 の規定により清算人を選任した場合には、学校法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合において、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。		
(裁判所による監督) 第 121 条 学校法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。 3 裁判所は、第 1 項の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。 4 前条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合に準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「学校法人及び検査役」と読み替えるものとする。 5 学校法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。 6 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。	(裁判所による監督) 第 50 条の 13 (略)		
(清算終了の届出) 第 122 条 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。	(清算終了の届出) 第 50 条の 14 (略)		

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄) 第 123 条 学校法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。	(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄) 第 50 条の 15 (略)		
	(即時抗告) 第 50 条の 16 削除		
(不服申立ての制限) 第 124 条 清算人又は検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。	(不服申立ての制限) 第 50 条の 17 (略)		
(残余財産の帰属) 第 125 条 第 111 条第 1 項の規定により清算をする学校法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時に於いて、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。 2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。 3 国は、前項の規定により国庫に帰属した財産（金銭を除く。）を私立学校教育の助成のために、学校法人に対して譲与し、又は無償で貸し付けるものとする。ただし、国は、これに代えて、当該財産の価額に相当する金額を補助金として支出することができる。 4 前項の助成については、私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 11 条から第 13 条までの規定の適用があるものとする。 5 第 2 項の規定により国庫に帰属した財産が金銭である場合には、国は、その金額について第 3 項ただし書の処置をとるものとする。 6 第 2 項の規定により国庫に帰属した財産（金銭を除く。）は、文部科学大臣の所管とし、第 3 項本文の処分は、文部科学大臣が行う。ただし、当該財産につき同項ただし書の処置がとられた場合には、当該財産を財務大臣に引き継がなければならない。	(残余財産の帰属) 第 51 条 解散した学校法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時に於いて、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 (略)		
(合併手続) 第 126 条 学校法人の合併の決定は、理事会の決議によらなければならない。 2 理事会は、前項の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。 3 合併は、<u>所轄庁の認可</u>を受けなければ、その効力を生じない。	(合併手続) 第 52 条 学校法人が合併しようとするときは、理事の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。ただし、<u>寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合には、更にその議決がなければならない。</u> (新設) 2 (略)		● (合併認可申請手続) 第 48 条 法第 126 条第 3 項の合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。 (1) 理由書 (2) 寄附行為所定の手続（法第 126 条第 1 項及び第 2 項に規定する手続（同項に規定する手続に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為をもつて定めた学校法人及び大臣所轄学校法人等にあつては、<u>評議員会の決議</u>）（その他寄附行為をもつて定める手続がある場合は、当該手続を含む。）を経たことを証する書類 (3) 法第 129 条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類 (4) 合併契約書 (5) 合併後存続する学校法人（以下この項において「存続学校法人」という。）又は合併によつて設立する学校法人（以下この項において「設立学校法人」という。）について、次に掲げる書類 イ 寄附行為 □ 第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる書類（存続学校法人については、同号イの書類のうち引き続き<u>理事</u>となる者に係る就任承諾書を除く。） ハ 第 3 条第 1 項第 6 号に掲げる書類（存続学校法人については、同号イの書類のうち引き続き<u>監事</u>となる者に係る就任承諾書を除く。） ニ 第 3 条第 1 項第 7 号に掲げる書類（存続学校法人については、同号イの書類のうち引き続き<u>評議員</u>となる者に係る就任承諾書を除く。）

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する <u>施行令・施行規則</u> (<u>下線</u> は改正後)
			除く。) ホ <u>会計監査人を置く学校法人にあつては、第 3 条第 1 項第 8 号に掲げる書類（存続学校法人については、同号イの書類のうち引き続き会計監査人となる者に係る就任承諾書を除く。）</u> ヘ <u>第 3 条第 2 項第 6 号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「2 年間」とする。）</u> (6) 合併前の学校法人又は準学校法人について、次に掲げる書類 イ 寄附行為 ロ 貸借対照表 ハ <u>第 3 条第 2 項第 1 号から第 5 号まで（第 2 号を除く。）に掲げる書類</u> (7) 合併前の学校法人又は準学校法人について、存続学校法人又は設立学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人である場合にあつては、当該学校法人の概要を記載した書類及び<u>第 3 条第 1 項第 10 号に掲げる書類</u> (8) 存続学校法人又は設立学校法人の設置する私立学校の学則 (9) その他所轄庁が定める書類 2 前項の規定による申請は、合併後当事者である学校法人の一部が存続する場合にあつては、合併の当事者である学校法人又は準学校法人の全部が共同して行うものとする。 3 <u>第 1 項の認可申請書、同項第 1 号及び第 5 号イに掲げる書類並びに同項第 6 号ハに掲げる書類のうち財産の一覧には、副本を添付すること</u>を要する。
第 127 条 学校法人は、前条第 3 項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から 2 週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。 2 学校法人は、前項の期間内に、その債権者に対し異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、2 月を下ることができない。	第 53 条 学校法人は、前条第 2 項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から 2 週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。 2 （略）		
第 128 条 債権者が前条第 2 項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。 2 債権者が異議を述べたときは、学校法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。	第 54 条 （略）		
第 129 条 合併により学校法人を設立する場合においては、寄附行為その他学校法人の設立に関する事務は、各学校法人又は第 152 条第 5 項の法人において選任した者が共同して行わなければならない。	第 55 条 合併により学校法人を設立する場合においては、寄附行為その他学校法人の設立に関する事務は、各学校法人又は第 64 条第 4 項の法人において選任した者が共同して行わなければならない。		
(合併の効果) 第 130 条 合併後存続する学校法人又は合併によつて設立した学校法人は、合併によつて消滅した学校法人又は第 152 条第 5 項の法人の権利義務（当該学校法人又は同項の法人がその行う事業に関し所轄庁の認可その他の処分に<u>基づいて</u>有する権利義務を含む。）を承継する。	(合併の効果) 第 56 条 合併後存続する学校法人又は合併によつて設立した学校法人は、合併によつて消滅した学校法人又は第 64 条第 4 項の法人の権利義務（当該学校法人又は第 64 条第 4 項の法人がその行う事業に関し所轄庁の認可その他の処分に<u>基いて</u>有する権利義務を含む。）を承継する。		

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
(合併の時期) 第 131 条 学校法人の合併は、合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人の主たる事務所の所在地において 政令【組合等登記令】 の定めるところにより登記をすることによつて効力を生ずる。	(合併の時期) 第 57 条 (略)		
	第 58 条 削除		
第 8 節 助成及び監督	第 5 節 助成及び監督		
(助成) 第 132 条 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。	(助成) 第 59 条 (略)		
(措置命令等) 第 133 条 所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 所轄庁は、前項の規定による措置命令をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。 3 所轄庁は、第 1 項の規定による措置命令をしようとする場合には、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 30 条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第 5 項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。 4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わつて弁明の機会を付与しなければならない。 5 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。 6 行政手続法第 29 条第 2 項及び第 31 条（同法第 16 条の準用に係る部分に限る。）の規定は、第 4 項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第 31 条において準用する同法第 16 条第 4 項中「行政庁」とあるのは、「私立学校法第 19 条第 2 項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。 7 私立学校審議会等は、第 4 項の規定により所轄庁に代わつて弁明を聴取したときは、当該弁明を十分に参酌して第 2 項に規定する意見を述べなければならない。 8 第 4 項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第 3 章（第 12 条及び第 14 条を除く。）の規定は、適用しない。 9 第 1 項の規定による措置命令については、審査請求をすることができない。 10 学校法人が第 1 項の規定による措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員又は評議員の解任を勧告することができる。	(措置命令等) 第 60 条 (略) 2 所轄庁は、前項の規定による措置命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 行政手続法第 29 条第 2 項及び第 31 条（同法第 16 条の準用に係る部分に限る。）の規定は、第 4 項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第 31 条において準用する同法第 16 条第 4 項中「行政庁」とあるのは、「私立学校法第 26 条第 2 項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。 (新設) 7 (略) 8 (略) 9 学校法人が第 1 項の規定による措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員の解任を勧告することができる。		

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
11 所轄庁は、前項の規定による勧告をするときは、あらかじめ、当該学校法人又は解任しようとする役員若しくは評議員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。 12 行政手続法第3章第3節の規定及び第3項から第7項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。<u>この場合において、第7項中「第2項」とあるのは、「第11項」と読み替えるものとする。</u>	10 所轄庁は、前項の規定による勧告をしようとする場合には、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。 11 行政手続法第3章第3節の規定及び第3項から第6項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。		
(収益事業の停止) 第134条 所轄庁は、第19条第1項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。 (1) 当該学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと。 (2) 当該学校法人が当該事業から生じた収益をその設置する私立学校の経営の目的以外の目的に使用すること。 (3) 当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障があること。 2 所轄庁は、前項の規定による停止命令をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。 3 前条第3項から第9項までの規定は、第1項の規定による停止命令をする場合について準用する。<u>この場合において、同条第7項中「第2項」とあるのは、「次条第2項」と読み替えるものとする。</u>	(収益事業の停止) 第61条 所轄庁は、第26条第1項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、次の各号の1に該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (新設) 2 前条第2項から第8項までの規定は、<u>前項の規定による停止命令について準用する。</u>		
(解散命令) 第135条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。 2 所轄庁は、前項の規定による解散命令をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。 3 所轄庁は、第1項の規定による解散命令をするときには、行政手続法第15条第1項の規定による通知において、所轄庁による聴聞に代えて私立学校審議会等による意見の聴取を求めることができる旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所並びに当該意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を通知しなければならない。この場合において、所轄庁は、次に掲げる事項を教示しなければならない。 (1) 当該意見の聴取の期日に私立学校審議会等に出席して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は当該意見の聴取の期日における私立学校審議会等への出席に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができること。 (2) 当該意見の聴取が終結する時までの間、所轄庁に対し、第1項の規定による解散命令の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。 4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による意見の聴取を求めたときは、所轄庁に代わって意見の聴取を行わなければならない。	(解散命令) 第62条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。 2 所轄庁は、前項の規定による解散命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。 3 (略) 4 (略)		

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
5 行政手続法第3章第2節（第15条、第19条、第26条及び第28条を除く。）の規定は、前項の規定により私立学校審議会等が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第16条第4項（同法第17条第3項において準用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「私立学校審議会等（私立学校法第19条第2項の私立学校審議会等をいう。以下同じ。）」と、同法第17条第1項中「第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）」とあり、同法第20条第1項第5項まで、第21条、第22条第1項、第23条、第24条第1項及び第3項並びに第25条中「主宰者」とあり、並びに同法第20条第6項及び同法第22条第3項（同法第25条において準用する場合を含む。）において準用する同法第15条第3項中「行政庁」とあるのは「私立学校審議会等」と、同法第25条中「命ずることができる」とあるのは「求めることができる」と読み替えるものとする。 6 私立学校審議会等は、第4項の規定により所轄庁に代わつて意見の聴取をしたときは、当該学校法人の意見を十分に参酌して第2項に規定する意見を述べなければならない 7 第4項の規定により私立学校審議会等が意見の聴取を行う場合には、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。 8 第1項の規定による解散命令については、審査請求をすることができない。	5 行政手続法第3章第2節（第15条、第19条、第26条及び第28条を除く。）の規定は、前項の規定により私立学校審議会等が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第16条第4項（同法第17条第3項において準用する場合を含む。）、第20条第6項及び第22条第3項（同法第25条において準用する場合を含む。）において準用する同法第15条第3項中「行政庁」とあり、同法第17条第1項中「第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）」とあり、並びに同法第20条から第25条までの規定中「主宰者」とあるのは「私立学校法第26条第2項の私立学校審議会等」と、同法第25条中「命ずることができる」とあるのは「求めることができる」と、「この場合」とあるのは「私立学校法第26条第2項の私立学校審議会等が意見の聴取を再開する場合」と読み替えるものとする。 6 私立学校審議会等は、前項において準用する行政手続法第24条第1項の調書内容及び同条第3項の報告書を十分に参酌して第2項に規定する意見を述べなければならない。 7 （略） 8 （略）		
（報告及び検査） 第136条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	（報告及び検査） 第63条（略）		
（情報の公表） 第137条 学校法人は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めなければならない。 (1) 寄附行為の内容 (2) 計算書類等、監査報告（会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。）及び財産目録等のうち文部科学省令で定めるものの内容	（情報の公表） 第63条の2 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。 (1) 第30条第1項若しくは第45条第1項の認可を受けたとき、又は同条第2項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容 (2) 第37条第3項第4号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容 (3) 第47条第1項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容 (4) 第48条第1項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準		●第49条 法第137条第2号（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。 (1) 計算書類等 (2) 監査報告（会計監査人を置く学校法人にあつては、会計監査報告を含む。） (3) 財産目録等（法第107条第1項第2号（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の名簿に記載され、又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除く。）

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
第9節 訴訟等	(新設)		
第1款 学校法人の組織に関する訴え	(新設)		
(学校法人の組織に関する訴え) 第138条 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもつてのみ主張することができる。 (1) 学校法人の設立 学校法人の成立の日から2年以内 (2) 学校法人の吸収合併 吸収合併の効力が生じた日から6月以内 (3) 学校法人の新設合併 新設合併の効力が生じた日から6月以内 2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。 (1) 前項第1号に掲げる行為 設立する学校法人の役員、評議員又は清算人 (2) 前項第2号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において吸収合併をする学校法人の役員、評議員若しくは清算人であつた者又は合併後存続する学校法人の役員、評議員若しくは清算人、破産管財人若しくは債権者（吸収合併について承認をしなかつたものに限る。） (3) 前項第3号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において新設合併をする学校法人の役員、評議員若しくは清算人であつた者又は合併によつて設立する学校法人の役員、評議員若しくは清算人、破産管財人若しくは債権者（新設合併について承認をしなかつたものに限る。）			
(一般社団・財団法人法の規定の準用) 第139条 一般社団・財団法人法第269条（第1号から第3号までに係る部分に限る。）、第270条、第271条（第2項を除く。）、第272条から第275条まで及び第277条の規定は、前条第1項各号に掲げる行為の無効の訴えについて準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第271条第1項中「社員」とあるのは、「債権者」と読み替えるものとする。		«一般社団・財団法人法» ※改正法第139条準用一般社団法人等→学校法人へ読替え (被告) 第269条 次の各号に掲げる訴え（以下この節において「学校法人の組織に関する訴え」と総称する。）については、当該各号に定める者を被告とする。 (1) 学校法人の設立の無効の訴え 設立する学校法人 (2) 学校法人の吸収合併の無効の訴え 吸収合併存続法人 (3) 学校法人の新設合併の無効の訴え 新設合併設立法人 (4)～(8) (略) (訴えの管轄) 第270条 学校法人の組織に関する訴えは、被告となる学校法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。 (担保提供命令) 第271条 学校法人の組織に関する訴えであつて、債権者が提起することができるものについては、裁判所は、被告の申立てにより、当該学校法人の組織に関する訴えを提起した債権者に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。ただし、当該債権者が理事、監事又は清算人であるときは、この限りでない。 2 (略)	

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する <u>一般社団・財団法人法</u> (紫・ <u>下線</u> は読替え後)	引用する <u>施行令・施行規則</u> (<u>下線</u> は改正後)
		3 被告は、第 1 項（前項において準用する場合を含む。）の申立てをするには、原告の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。 （弁論等の必要的併合） 第 272 条 同一の請求を目的とする学校法人の組織に関する訴えに係る 2 以上の訴訟が同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。 （認容判決の効力が及ぶ者の範囲） 第 273 条 学校法人の組織に関する訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。 （無効又は取消しの判決の効力） 第 274 条 <u>学校法人の組織に関する訴え</u>（第 269 条第 1 号から第 3 号まで、第 6 号及び第 7 号に掲げる訴えに限る。）に係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされ、又は取り消された行為（当該行為によって学校法人が設立された場合にあつては、当該設立を含む。）は、将来に向かってその効力を失う。 （合併の無効判決の効力） 第 275 条 次の各号に掲げる行為の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該行為をした学校法人は、当該行為の効力が生じた日後に当該各号に定める学校法人が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。 (1) 学校法人の吸収合併 吸収合併存続法人 (2) 学校法人の新設合併 新設合併設立法人 2 <u>前項に規定する場合</u>には、同項各号に掲げる行為の効力が生じた日後に当該各号に定める学校法人が取得した財産は、当該行為をした<u>学校法人の共有</u>に属する。 3 <u>前 2 項に規定する場合</u>には、各学校法人の第 1 項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各学校法人の協議によって定める。 4 <u>各学校法人の第 1 項の債務の負担部分又は第 2 項の財産の共有持分について</u>、前項の協議が調わないときは、裁判所は、各学校法人の申立てにより、第 1 項各号に掲げる行為の効力が生じた時における各学校法人の財産の額その他一切の事情を考慮して、これを定める。 （原告が敗訴した場合の損害賠償責任） 第 277 条 <u>学校法人の組織に関する訴え</u>を提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があったときは、原告は、被告に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。	

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
第2款 責任追及の訴え （責任追及の訴え） 第140条 評議員会は、学校法人に対し、書面その他の文部科学省令で定める方法により、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴え（以下この款において「責任追及の訴え」という。）の提起を求めることができる。 2 前項の規定により責任追及の訴えの提起を求める旨の評議員会の決議があつた日から60日以内に責任追及の訴えを提起しない場合は、理事（理事の責任を追及する訴えの場合にあつては、監事）は、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を評議員会に報告しなければならない。 3 前項に規定する場合において、第1項の役員、会計監査人又は清算人から請求を受けたときは、学校法人は、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を書面その他の文部科学省令で定める方法により通知しなければならない。	（新設）		●（責任追及の訴えの提起の請求方法） 第50条 法第140条第1項（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は第8条に規定する情報通信の技術を利用する方法による当該事項の提供とする。 (1) 被告となるべき者 (2) 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実 ●（訴えを提起しない理由の通知方法） 第51条 法第140条第3項（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は第8条に規定する情報通信の技術を利用する方法による当該事項の提供とする。 (1) 学校法人が行つた調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。） (2) 請求対象者（役員、会計監査人又は清算人であつて、法第140条第1項（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定による請求に係る前条第1号に掲げるものをいう。次号において同じ。）の責任又は義務の有無についての判断及びその理由 (3) 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及の訴えを提起しないときは、その理由
（一般社団・財団法人法の規定の準用） 第141条 一般社団・財団法人法第279条、第280条の2、第281条第4項及び第283条第1項の規定は、責任追及の訴えについて準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第280条の2中「監事（監事が2人以上ある場合にあつては、各監事）」とあるのは「各監事」と、一般社団・財団法人法第281条第4項中「第25条、第112条（第217条第4項において準用する場合を含む。）及び第141条第5項（同項ただし書に規定する超過額を超えない部分について負う責任に係る部分に限る。）」とあるのは「私立学校法第91条」と、一般社団・財団法人法第283条第1項中「又は社員は、確定した」とあるのは「は、確定した」と読み替えるものとする。		《一般社団・財団法人法》 ※改正法第141条準用 一般社団法人⇒学校法人へ読替え （訴えの管轄） 第279条 責任追及の訴えは、学校法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。 （和解） 第280条の2 学校法人が、当該学校法人の理事及び清算人並びにこれらの者であつた者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、各監事の同意を得なければならない。 第281条 1～3 （略） 4 私立学校法第91条の規定は、責任追及の訴えに係る訴訟における和解をする場合には、適用しない。 （再審の訴え） 第283条 責任追及の訴えが提起された場合において、原告及び被告が共謀して責任追及の訴えに係る訴訟の目的である学校法人の権利を害する目的をもって判決をさせたときは、学校法人は、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。 2 （略）	

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
第 3 款 会計帳簿等の提出命令	(新設)		
第 142 条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿又は計算書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。			
第 4 章 大臣所轄学校法人等の特例	(新設)		
(大臣所轄学校法人等の定義) 第 143 条 この章において「大臣所轄学校法人等」とは、文部科学大臣が所轄する学校法人及びそれ以外の学校法人でその事業の規模又は事業を行う区域が政令で定める基準に該当するものをいう。			● (大臣所轄学校法人等の基準) 第 3 条 法第 143 条(法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。第 3 項において同じ。)の政令で定める学校法人又は法第 152 条第 5 項の法人の事業の規模に関する基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 (1) 最終会計年度(法第 103 条第 2 項に規定する計算書類につき法第 104 条第 3 項(法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の承認を受けた場合における当該計算書類に係る会計年度のうち最も遅い会計年度をいう。次号及び次条第 1 項各号において同じ。)に係る収支計算書に基づいて計算した経常的な収益の額が 10 億円以上であること。 (2) 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 20 億円以上であること。 2 学校法人又は法第 152 条第 5 項の法人が最初に法第 104 条第 3 項の承認を受けるまでの間(次条第 2 項において「計算書類承認前期間」という。)については、前項の基準は、同項の規定にかかわらず、法第 103 条第 1 項(法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により作成した貸借対照表(次条第 2 項において「成立時貸借対照表」という。)の負債の部に計上した額の合計額が 20 億円以上であることとする。 3 法第 143 条の政令で定める学校法人又は法第 152 条第 5 項の法人の事業を行う区域に関する基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 (1) 3 以上の都道府県の区域内に私立学校、私立専修学校又は私立各種学校を設置していること。 (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 54 条第 3 項に規定する広域の通信制の課程を置く私立高等学校(私立中等教育学校の後期課程を含む。)を設置していること。 ● (文部科学省令への委任) 第 5 条 第 3 条第 1 項第 1 号及び前条第 1 項第 1 号の経常的な収益の額の計算方法その他の前 2 条の規定の適用に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。 ● (最終会計年度における事業活動に係る収益の額の算定方法) 第 52 条 令第 3 条第 1 項第 1 号及び令第 4 条第 1 項第 1 号の収益の額は、学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号)第 16 条第 2 号に掲げる事業活動収支計算書の決算の項事業活動収入計欄に計上した額(同項中収益事業収入欄及び特別収入計欄に計上した額がある場合は、これらの額を控除した額)と学校法人会計基準第 3 条第 1 項に規定する収益事業会計に経常的な収益の額として計上した額の合計額とする。 ● (令第 3 条の規定の適用に関し必要な事項) 第 53 条 令第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項に規定する事

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
			業の規模に関する基準及び同条第3項に規定する事業を行う区域に関する基準のいずれにも該当する場合に限り、法第143条（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準に該当するものとする。
（会計監査人の設置の特例） 第144条 大臣所轄学校法人等は、第18条第2項の規定にかかわらず、会計監査人を置かなければならない。 2 前項の場合における第23条第1項の規定の適用については、同項第11号中「会計監査人を置く場合には、その旨及び」とあるのは、「会計監査人の」とする。 3 大臣所轄学校法人等は、第68条及び第104条から第106条までの規定の適用については、会計監査人設置学校法人とみなす。			
（常勤の監事の選定の特例） 第145条 大臣所轄学校法人等のうちその事業の規模又は事業を行う区域が特に大きいものとして政令で定める基準に該当するものは、寄附行為をもつて定めるところにより、常勤の監事を定めなければならない。 2 前項の場合における第23条第1項の規定の適用については、同項第7号中「事項」とあるのは、「事項並びに常勤の監事の選定の方法その他常勤の監事に関する事項」とする。			●（常勤の監事の選定の特例の適用に関する基準） 第4条 法第145条第1項（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の政令で定める大臣所轄学校法人等又は法第152条第5項の法人の事業の規模に関する基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 (1) 最終会計年度に係る収支計算書に基づいて計算した経常的な収益の額が100億円以上であること。 (2) 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であること。 2 計算書類承認前期間については、前項の基準は、同項の規定にかかわらず、成立時貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であることとする。 ●（文部科学省令への委任） 第5条 第3条第1項第1号及び前条第1項第1号の経常的な収益の額の計算方法その他の前2条の規定の適用に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。
（理事の構成及び報告義務の特例） 第146条 大臣所轄学校法人等については、第31条第4項第2号に掲げる者が理事に2人以上含まれなければならない。 2 大臣所轄学校法人等についての第39条第1項及び第44条第1項の規定の適用については、第39条第1項中「毎会計年度に4月を超える間隔で2回」とあるのは「3月に1回」と、第44条第1項中「第39条第1項」とあるのは「第39条第1項（同法第146条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。			
（評議員会及び評議員の特例） 第147条 大臣所轄学校法人等についての第71条、第72条及び第75条の規定の適用については、第71条並びに第75条第1項及び第2項中「3分の1」とあるのは「10分の1」と、第71条第2項、第72条第1項及び第75条第2項中「20日」とあるのは「30日」とする。			

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
(体制の整備及び中期事業計画の作成等) 第 148 条 大臣所轄学校法人等は、第 36 条第 3 項第 5 号に規定する体制を整備しなければならない。 2 大臣所轄学校法人等は、事業に関する中期的な計画（第 4 項において「中期事業計画」という。）を作成しなければならない。 3 前項の場合における第 36 条第 3 項及び第 4 項の規定の適用については、同条第 3 項第 6 号中「事業計画」とあるのは、「事業計画並びに第 148 条第 2 項に規定する中期事業計画」とする。 4 大臣所轄学校法人等（文部科学大臣が所轄する学校法人に限る。）は、事業計画及び中期事業計画を作成するに当たっては、学校教育法第 109 条第 2 項（同法第 123 条において準用する場合を含む。）に規定する認証評価の結果を踏まなければならない。	(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画) 第 45 条の 2 【⇒p36】 2 文部科学大臣が所轄する学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。 3 文部科学大臣が所轄する学校法人は、第 1 項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画を作成するに当たっては、学校教育法第 109 条第 2 項（同法第 123 条において準用する場合を含む。）に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。		
(計算書類等及び監査報告並びに財産目録等の特例) 第 149 条 第 144 条第 3 項の規定により大臣所轄学校法人等を会計監査人設置学校法人とみなして適用する第 106 条の規定の適用については、同条第 4 項中「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の債権者以外の利害関係人は」とあるのは、「何人も」とする。 2 大臣所轄学校法人等についての第 107 条の規定の適用については、同条第 5 項中「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人は」とあるのは、「何人も」とする。			
(寄附行為の変更、解散及び合併の特例) 第 150 条 大臣所轄学校法人等においては、第 108 条第 1 項の規定による寄附行為の変更（軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く。）、第 109 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定による解散又は第 126 条第 1 項の規定による合併の決定は、評議員会の決議がなければ効力を生じない。この場合において、これらの規定による理事会の決議については、それぞれ第 108 条第 2 項、第 109 条第 2 項又は第 126 条第 2 項の規定は、適用しない。	(新設)		● (寄附行為の軽微な変更) 第 54 条 法第 150 条（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の軽微な変更として文部科学省令で定めるものは、次に掲げる事項に係る寄附行為の変更とする。 (1) 法第 23 条第 1 項第 4 号、第 6 号（理事会の決議に係る事項を除く。）、第 9 号（評議員会の決議に係る事項を除く。）、第 11 号、第 12 号及び第 16 号（これらの規定を法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）に掲げる事項 (2) 第 46 条第 1 項第 1 号に掲げる事項 (3) 法第 23 条第 1 項各号（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）に掲げる事項以外の事項
(情報の公表の特例) 第 151 条 大臣所轄学校法人等は、第 137 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。 (1) 第 23 条第 1 項若しくは第 108 条第 3 項の認可を受けた場合又は同条第 5 項の規定による届出をした場合 寄附行為の内容 (2) 計算書類等、監査報告、会計監査報告及び財産目録等を作成した場合 これらのもののうち文部科学省令で定めるものの内容	(新設) (情報の公表) 第 63 条の 2 【⇒p54】		● (大臣所轄学校法人等における情報の公表) 第 55 条 法第 151 条（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。 2 法第 151 条第 2 号（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定めるものは、第 49 条各号に掲げる書類とする。
第 5 章 雑則	第 4 章 雑則		
(私立専修学校等) 第 152 条 第 5 条、第 6 条及び第 7 条第 1 項の規定は、私立専修学校について準用する。この場合において、同項中「第 4 条第 1 項」とあるのは「第 130 条第 1 項」と、「又は」とあるのは「又は同法第 133 条第 1 項において準用する」と読み替えるものとする。	(私立専修学校等) 第 64 条 第 5 条、第 6 条及び第 8 条第 1 項の規定は私立専修学校及び私立各種学校について準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第 8 条第 1 項中「学校教育法第 4 条第 1 項又は第 13 条第 1 項に規定する事項」とあるのは「学校教育法第 130 条第 1 項の都道府県知事の権限又は同法第 133 条第 1 項において読み替えて準用する同法第		● (準学校法人への準用) 第 56 条 第 3 条第 5 項から第 7 項まで、第 44 条第 1 項、第 6 項及び第 9 項から第 12 項まで、第 46 条第 2 項、第 47 条並びに第 48 条の規定は、準学校法人について準用する。この場合において、これらの規定中「大臣所轄学校法人等」とあるのは、「法第 152 条第 6 項において準用する法第 143 条に規定する大臣所轄学校法人等」と読み替えるほか、次の表の第 1 欄に掲げる規定中同表の第 2 欄に掲げる字句は、

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)																											
2 第 5 条、第 6 条及び第 7 条第 1 項の規定は、私立各種学校について準用する。この場合において、同項中「第 4 条第 1 項」とあるのは「<u>第 134 条第 2 項において準用する同法第 4 条第 1 項前段</u>」と、「又は」とあるのは「<u>又は同法第 134 条第 2 項において準用する</u>」と読み替えるものとする。 3 学校法人は、学校のほかに、専修学校又は各種学校を設置することができる。 4 前項の規定により専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対して第 3 章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、私立専修学校又は私立各種学校を含むものとする。 5 専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる 6 第 3 章及び前章（第 148 条第 4 項を除く。）の規定は、前項の法人について準用する。この場合において、第 3 章の規定中「私立学校」とあるのは、「<u>私立専修学校又は私立各種学校</u>」と読み替えるものとする。 7 学校法人及び第 5 項の法人は、寄附行為をもつて定めるところにより、<u>同項の法人及び学校法人となるために必要な事項を寄附行為に定め、所轄庁の認可を受けることにより、それぞれ同項の法人及び学校法人となることができる。</u> 8 第 42 条第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）、第 108 条第 1 項及び第 2 項並びに第 150 条の規定（これらの規定を第 6 項において準用する場合を含む。）は、前項に規定する事項を寄附行為に定める場合について準用する。この場合において、同条中「寄附行為の変更（軽微な変更として<u>文部科学省令</u>で定めるものを除く。）」とあるのは「<u>第 152 条第 7 項に規定する事項を寄附行為に定めることの決定又は</u>」と、「解散又は」とあるのは「<u>解散若しくは</u>」と読み替えるものとする。 9 第 24 条及び第 26 条の規定は、学校法人に対する第 7 項の認可について準用する。この場合において、第 24 条第 1 項中「第 17 条」とあるのは「<u>第 152 条第 6 項において準用する第 17 条</u>」と、第 26 条中「設立」とあるのは「<u>組織変更</u>」と、「成立する」とあるのは「<u>第 152 条第 5 項の法人となる</u>」と読み替えるものとする。 10 第 24 条及び第 26 条の規定は、第 5 項の法人に対する第 7 項の認可について準用する。この場合において、第 24 条第 1 項及び第 26 条中「学校法人」とあるのは「<u>第 152 条第 5 項の法人</u>」と、同条中「設立」とあるのは「<u>組織変更</u>」と、「成立する」とあるのは「<u>学校法人となる</u>」と読み替えるものとする。 11 学校法人が第 7 項の規定により第 5 項の法人となつた場合において、当該法人が第 6 項において準用する第 143 条に規定する大臣所轄学校法人等であるときは、当該法人は、組織変更の登記を行った後、遅滞なく、<u>文部科学省令</u>で定めるところにより、寄附行為の内容を公表しなければならない。第 5 項の法人が第 7 項の規定により学校法人となつた場合において、当該学校法人が第 143 条に規定する大臣所轄学校法人等であるときも、同様とする。	13 条第 1 項の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第 8 条第 1 項中「学校教育法第 4 条第 1 項」とあるのは「<u>学校教育法第 134 条第 2 項において読み替えて準用する同法第 4 条第 1 項</u>」と読み替えるものとする。 (新設) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 第 3 章の規定（同章に関する罰則の規定を含む。）は、前項の法人について準用する。この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「<u>私立専修学校又は私立各種学校</u>」と読み替えるものとする。 6 学校法人及び第 4 項の法人は、<u>寄附行為の定めるところにより必要な寄附行為の変更をして所轄庁の認可を受けた場合には、それぞれ第 4 項の法人及び学校法人となることができる。</u> (新設) 7 第 31 条及び第 33 条（第 5 項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の場合に準用する。	(紫・下線は読替え後)	それぞれ同表の第 3 欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><th>第 1 欄</th><th>第 2 欄</th><th>第 3 欄</th></tr><tr><td>第 3 条 第 6 項</td><td><u>私立学校</u></td><td>私立専修学校又は私立各種学校</td></tr><tr><td>第 44 条 第 6 項</td><td>都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（次項及び第 10 項において「指定都市等」という。）の長の所轄に属する私立学校</td><td>私立専修学校若しくは私立各種学校</td></tr><tr><td></td><td>設置している私立学校に課程、学科若しくは部（以下「課程等」という。）を設置する場合（広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合を含む。以下同じ。）</td><td>私立専修学校の課程を設置する場合</td></tr><tr><td>第 44 条 第 9 項</td><td>私立学校を廃止し、若しくは都道府県知事の所轄に属する私立学校に置いていた課程等を廃止する場合（広域の通信制の課程を広域の通信制の課程以外の課程とする場合を含む。以下この項において同じ。）</td><td>私立専修学校若しくは私立各種学校若しくは私立専修学校の課程を廃止する場合</td></tr><tr><td>第 44 条 第 9 項 第 1 号</td><td>廃止する私立学校若しくは<u>課程等</u></td><td>廃止する私立専修学校若しくは<u>私立各種学校若しくは私立専修学校の課程</u></td></tr><tr><td>第 44 条 第 10 項</td><td>都道府県知事又は指定都市等の長の所轄に属する私立学校又は<u>課程等</u></td><td>私立専修学校若しくは<u>私立各種学校又は私立専修学校の課程</u></td></tr><tr><td></td><td>又は指定都市等の長の所轄に属する私立学校又は<u>他の課程等</u></td><td><u>の所轄に属する私立専修学校若しくは私立各種学校又は他の私立専修学校の課程</u></td></tr><tr><td>第 48 条 第 1 項 第 8 号</td><td>私立学校</td><td>私立学校又は私立専修学校若しくは<u>私立各種学校</u></td></tr></table> ●（学校法人及び準学校法人の組織変更認可申請手続等） 第 57 条 法第 152 条第 7 項の規定により学校法人及び準学校法人が、それぞれ準学校法人及び学校法人となること（以下この条において「組織変更」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に認可を申請するものとする。 (1) 理由書 (2) 寄附行為所定の手続（法第 108 条第 1 項及び第 2 項（これらの規	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 3 条 第 6 項	<u>私立学校</u>	私立専修学校又は私立各種学校	第 44 条 第 6 項	都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（次項及び第 10 項において「指定都市等」という。）の長の所轄に属する私立学校	私立専修学校若しくは私立各種学校		設置している私立学校に課程、学科若しくは部（以下「課程等」という。）を設置する場合（広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合を含む。以下同じ。）	私立専修学校の課程を設置する場合	第 44 条 第 9 項	私立学校を廃止し、若しくは都道府県知事の所轄に属する私立学校に置いていた課程等を廃止する場合（広域の通信制の課程を広域の通信制の課程以外の課程とする場合を含む。以下この項において同じ。）	私立専修学校若しくは私立各種学校若しくは私立専修学校の課程を廃止する場合	第 44 条 第 9 項 第 1 号	廃止する私立学校若しくは <u>課程等</u>	廃止する私立専修学校若しくは <u>私立各種学校若しくは私立専修学校の課程</u>	第 44 条 第 10 項	都道府県知事又は指定都市等の長の所轄に属する私立学校又は <u>課程等</u>	私立専修学校若しくは <u>私立各種学校又は私立専修学校の課程</u>		又は指定都市等の長の所轄に属する私立学校又は <u>他の課程等</u>	<u>の所轄に属する私立専修学校若しくは私立各種学校又は他の私立専修学校の課程</u>	第 48 条 第 1 項 第 8 号	私立学校	私立学校又は私立専修学校若しくは <u>私立各種学校</u>
第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄																												
第 3 条 第 6 項	<u>私立学校</u>	私立専修学校又は私立各種学校																												
第 44 条 第 6 項	都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（次項及び第 10 項において「指定都市等」という。）の長の所轄に属する私立学校	私立専修学校若しくは私立各種学校																												
	設置している私立学校に課程、学科若しくは部（以下「課程等」という。）を設置する場合（広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合を含む。以下同じ。）	私立専修学校の課程を設置する場合																												
第 44 条 第 9 項	私立学校を廃止し、若しくは都道府県知事の所轄に属する私立学校に置いていた課程等を廃止する場合（広域の通信制の課程を広域の通信制の課程以外の課程とする場合を含む。以下この項において同じ。）	私立専修学校若しくは私立各種学校若しくは私立専修学校の課程を廃止する場合																												
第 44 条 第 9 項 第 1 号	廃止する私立学校若しくは <u>課程等</u>	廃止する私立専修学校若しくは <u>私立各種学校若しくは私立専修学校の課程</u>																												
第 44 条 第 10 項	都道府県知事又は指定都市等の長の所轄に属する私立学校又は <u>課程等</u>	私立専修学校若しくは <u>私立各種学校又は私立専修学校の課程</u>																												
	又は指定都市等の長の所轄に属する私立学校又は <u>他の課程等</u>	<u>の所轄に属する私立専修学校若しくは私立各種学校又は他の私立専修学校の課程</u>																												
第 48 条 第 1 項 第 8 号	私立学校	私立学校又は私立専修学校若しくは <u>私立各種学校</u>																												

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
			定を法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。に規定する手続（法第 108 条第 2 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）に規定する手続に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為をもつて定めた学校法人（法第 152 条第 6 項において準用する場合にあつては、準学校法人）及び大臣所轄学校法人等（法第 152 条第 6 項において準用する場合にあつては、同項において準用する法第 142 条に規定する大臣所轄学校法人等）にあつては、評議員会の決議を含む。）を経たことを証する書類 2 前項の組織変更が、当該準学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人になろうとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、開設年度の前々年度の 10 月 1 日から同月 31 日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。 (1) 第 3 条第 1 項第 3 号及び第 5 号から第 10 号までに掲げる書類(第 8 号に掲げる書類については、当該学校法人が会計監査人を置く学校法人になろうとする場合に限る。) (2) その他文部科学大臣が定める書類 3 前項の申請をした者は、次に掲げる書類を設置する私立大学等の開設年度の前年度の 6 月 30 日までに文部科学大臣に提出するものとする。 (1) 第 3 条第 2 項第 2 号から第 7 号までに掲げる書類 (2) 第 44 条第 3 項第 1 号に掲げる書類 (3) その他文部科学大臣が定める書類 4 第 4 条の規定は、第 2 項の申請について準用する。 5 第 1 項の組織変更が、他の学校法人が設置している私立大学等の目的、位置、職員組織並びに施設及び設備の現状を変更することなく、当該私立大学等を設置することを目的とする場合に係るものであるときは、第 2 項中「前々年度の 10 月 1 日から」とあるのは、「前々年度の 3 月 1 日から」とする。 6 第 1 項の組織変更が、当該学校法人が準学校法人になろうとする場合（新たに私立専修学校又は私立各種学校を設置する場合に限る。）又は準学校法人が都道府県知事の所轄に属する学校法人になろうとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。この場合において、文部科学大臣の所轄に属する当該学校法人が準学校法人になろうとする場合に係るものであるときは、当該学校法人を都道府県知事の所轄に属する学校法人とみなす。 (1) 第 3 条第 1 項第 5 号から第 8 号までに掲げる書類（同号に掲げる書類については、当該学校法人が会計監査人を置く学校法人又は準学校法人になろうとする場合に限る。) (2) 第 3 条第 2 項第 2 号から第 7 号に掲げる書類（この場合において、同項第 6 号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「2 年間」とする。) (3) 第 44 条第 3 項第 1 号に掲げる書類 (4) その他所轄庁が定める書類 7 第 1 項の認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類並びに同項第 1 号に掲げる書類には、副本を添付することを要する。 ●（寄附行為の内容の公表） <u>第 58 条</u> 法第 152 条第 11 項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
			●（認可申請書の様式等） <u>第 59 条</u> 第 3 条、第 44 条から第 48 条まで及び第 57 条の認可申請書その他の書類（次項において「認可申請書等」という。）のうち文部科学大臣に提出するものの様式等は、文部科学大臣が別に定める。 2 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、認可申請書等以外の書類の提出を求め、又は認可申請書等の一部の提出を免除することができる。 ●（専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対してこの省令の規定を適用する場合） <u>第 60 条</u> 法第 152 条第 3 項の規定により専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対してこの省令の規定を適用する場合には、この省令の規定中私立学校のうちには、私立専修学校又は私立各種学校を含むものとする。 ●（寄附行為の軽微な変更） <u>第 54 条</u> 【⇒p59】
（類似名称の使用禁止） <u>第 153 条</u> 学校法人でない者は、その名称中に、学校法人という文字を用いてはならない。ただし、<u>前条第 5 項</u>の法人は、この限りでない。	（類似名称の使用禁止） <u>第 65 条</u> 学校法人でない者は、その名称中に、学校法人という文字を用いてはならない。ただし、<u>第 64 条第 4 項</u>の法人は、この限りでない。		
（実施規定） <u>第 154 条</u> この法律に規定するものを除くほか、この法律の施行に関し必要な事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは<u>政令</u>で、その他のものは<u>文部科学省令</u>で定める。	（実施規定） <u>第 65 条の 2</u> （略）		●（登記の届出等） <u>第 6 条</u> 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第 152 条第 5 項の法人は、組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）の規定により登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 2 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第 152 条第 5 項の法人は、理事、監事、評議員又は会計監査人が就任し、又は退任したときは、遅滞なく、<u>文部科学省令で定める事項</u>を都道府県知事に届け出なければならない。 ●（登記の届出等） <u>第 61 条</u> 令第 6 条第 2 項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、理事、監事、評議員又は会計監査人が就任したときに係るものである場合にはその氏名及び住所並びにその年月日、理事、監事、評議員又は会計監査人が退任したときに係るものである場合にはその氏名及びその年月日とする。 2 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人は、組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）の規定により登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を文部科学大臣に届け出ることを要する。 3 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人は、理事、監事、評議員又は会計監査人が就任したときはその氏名及び住所並びにその年月日を、理事、監事、評議員又は会計監査人が退任したときはその氏名及びその年月日を、遅滞なく、文部科学大臣に届け出ることを要する。 4 令第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は前 2 項の規定による届出が、理事、監事、評議員又は会計監査人の就任に係るものである場合には、届出書に次に掲げる書類を添付するものとする。 (1) 第 3 条第 1 項第 5 号から第 8 号までに掲げる書類 (2) 理事が法第 31 条第 2 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）に該当しない者であることを証する書類 (3) 理事のうちに、法第 31 条第 4 項第 2 号（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）に掲げる者が 1 人以上（大臣所轄学校法

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
			人等（法第 152 条第 6 項において準用する場合にあつては、同項において準用する法第 143 条に規定する大臣所轄学校法人等）にあつては、2 人以上）含まれていることを証する書類 (4) 評議員が法第 62 条第 2 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）に該当しない者であることを証する書類 (5) 理事又は理事会が選任した評議員の数か評議員の総数の 2 分の 1 を超えていないことを証する書類 (6) 理事、監事又は評議員の就任に係る届出にあつては、寄附行為所定の手続（法第 30 条第 2 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）に規定する手続（法第 30 条第 2 項の手続に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為をもつて定めた学校法人（法第 152 条第 6 項において準用する場合にあつては、準学校法人）にあつては、評議員会の決議）を含む。）を経たことを証する書類 (7) 会計監査人の就任に係る届出にあつては、評議員会の決議を経たことを証する書類 ●（都道府県知事等を経由する申請） 第 7 条 法の規定に基づき文部科学大臣に対してする申請のうち、次に掲げるものは、当該都道府県知事（第 1 号に掲げる申請のうち地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下第 9 条において「指定都市等」という。）の区域内の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（次項において「幼保連携型認定こども園」という。）に係るものにあつては、当該指定都市等の長）を経由してしなければならない。 (1) 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人で都道府県知事又は指定都市等の長を所轄庁とする私立学校、私立専修学校又は私立各種学校を設置するものがする法第 23 条第 1 項（法第 144 条第 2 項及び法第 145 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 108 条第 3 項（当該私立学校、私立専修学校又は私立各種学校に係る場合に限る。）、第 109 条第 3 項又は第 126 条第 3 項の認可の申請 (2) 都道府県知事を所轄庁とする学校法人の寄附行為の変更であつて、新たに私立大学又は私立高等専門学校を設置しようとするものについての法 108 条第 3 項の認可の申請 (3) 法第 152 条第 5 項の法人が、文部科学大臣を所轄庁とする学校法人となる場合についての同条第 7 項の認可の申請 (4) 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第 152 条第 5 項の法人を全部又は一部の当事者とする合併であつて、その合併後存続する法人又は合併により設立する法人が文部科学大臣を所轄庁とする学校法人であるものについての法第 126 条第 3 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の認可の申請 2 都道府県知事（前項第 1 号に掲げる申請のうち指定都市等の区域内の幼保連携型認定こども園に係るものにあつては、当該指定都市等の長）は、同項に掲げる申請を受理したときは、これにその意見を付して、速やかに、文部科学大臣に進達しなければならない。 ●（文部科学大臣に対する協議） 第 8 条 都道府県知事は、次に掲げる場合においては、あらかじめ、文部科学大臣に協議しなければならない。 (1) 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人の寄附行為の変更であつて、当該学校法人が設置している全ての私立大学及び私立高等専門

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
			学校を廃止しようとするものについて、<u>法第 108 条第 3 項の認可をするとき。</u> (2) <u>文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が法第 152 条第 5 項の法人になろうとする場合について、同条第 7 項の認可をするとき。</u> (3) <u>文部科学大臣を所轄庁とする学校法人を全部又は一部の当事者とする合併であつて、その合併後存続する法人又は合併により設立する法人が都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第 152 条第 5 項の法人であるものについて、法第 126 条第 3 項（法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の認可をするとき。</u>
（事務の区分） 第 155 条 第 19 条第 2 項、第 23 条第 1 項、第 25 条、第 34 条第 2 項、第 50 条第 2 項、第 56 条第 2 項、第 65 条第 2 項、第 72 条第 1 項、第 108 条第 3 項及び第 5 項、第 109 条第 3 項から第 5 項まで、第 112 条第 2 項、第 115 条、第 121 条第 5 項及び第 6 項、第 122 条、第 126 条第 3 項、第 133 条第 1 項及び第 2 項、同条第 3 項（同条第 12 項及び第 134 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 133 条第 10 項及び第 11 項、第 134 条第 1 項及び第 2 項、第 135 条第 1 項から第 3 項まで並びに第 136 条第 1 項の規定（これらの規定を第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）、第 24 条第 2 項（第 152 条第 6 項、第 9 項及び第 10 項において準用する場合を含む。）並びに第 152 条第 7 項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第一号法定受託事務とする。	（事務の区分） 第 65 条の 3 第 26 条第 2 項(第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。)、第 31 条第 1 項（第 64 条第 5 項及び第 7 項において準用する場合を含む。）及び第 2 項（第 32 条第 2 項、第 50 条第 3 項並びに第 64 条第 5 項及び第 7 項において準用する場合を含む。）、第 32 条第 1 項（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 37 条第 3 項（第 5 号に係る部分に限り、第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 40 条の 4（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 45 条（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 50 条第 2 項（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 4 項（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 50 条の 4 第 2 項（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 50 条の 7（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 50 条の 13 第 5 項（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 6 項（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 50 条の 14（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 52 条第 2 項（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 60 条第 1 項（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 2 項（第 61 条第 2 項及び第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 3 項（第 60 条第 11 項、第 61 条第 2 項及び第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 9 項（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 10 項（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 61 条第 1 項（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 62 条第 1 項から第 3 項まで(第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。)<u>並びに第 63 条第 1 項（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第一号法定受託事務とする。</u>		●（事務の区分） 第 9 条 第 6 条、第 7 条第 2 項及び前条の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同項の規定により指定都市等が処理することとされている事務は、地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第一号法定受託事務とする。
（経過措置） 第 156 条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。	（経過措置） 第 65 条の 4 （略）		

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
第 6 章 罰則	第 5 章 罰則		
(役員等の特別背任罪) 第 157 条 学校法人又は第 152 条第 5 項の法人に係る次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は当該学校法人若しくは同項の法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該学校法人又は同項の法人に財産上の損害を加えたときは、7 年以下の拘禁刑若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 役員 (2) 民事保全法（平成元年法律第 91 号）第 56 条に規定する仮処分命令により選任された役員の職務を代行する者 (3) 第 34 条第 2 項又は第 50 条第 2 項（これらの規定を第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により役員の職務を一時行うべき者として選任された者 2 第 111 条第 1 項（第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により清算をする学校法人又は第 152 条第 5 項の法人（以下この項及び次条第 1 項第 2 号において「清算法人」という。）に係る次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は当該清算法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該清算法人に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。 (1) 清算人 (2) 民事保全法第 56 条に規定する仮処分命令により選任された清算人の職務を代行する者 3 前 2 項の罪の未遂は、罰する。	(新設)		
(役員等の贈収賄罪) 第 158 条 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5 年以下の拘禁刑又は 500 万円以下の罰金に処する。 (1) 学校法人又は第 152 条第 5 項の法人に係る前条第 1 項各号に掲げる者 (2) 清算法人に係る前条第 2 項各号に掲げる者 (3) 学校法人又は第 152 条第 5 項の法人に係る会計監査人又は第 85 条第 1 項（第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者 2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3 年以下の拘禁刑又は 300 万円以下の罰金に処する。 3 第 1 項の場合において、犯人の收受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。	(新設)		
(学校法人等の財産の処分に關する罪) 第 159 条 学校法人又は第 152 条第 5 項の法人に係る第 157 条第 1 項各号に掲げる者が、当該学校法人又は第 152 条第 5 項の法人の目的の範囲外において、投機取引のために当該学校法人又は同項の法人の財産を処分したときは、3 年以下の拘禁刑若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	(新設)		

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
(国外犯) 第 160 条 第 157 条、第 158 条第 1 項及び前条の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。 2 第 158 条第 2 項の罪は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 2 条の例に従う。	(新設)		
(法人における罰則の適用) 第 161 条 第 158 条第 1 項第 3 号に掲げる者が法人であるときは、同項の規定は、その行為をした会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の職務を行うべき社員に対して適用する。	(新設)		
(偽りその他不正の手段により認可を受けた罪) 第 162 条 偽りその他不正の手段により第 23 条第 1 項（第 144 条第 2 項及び第 145 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 108 条第 3 項、第 109 条第 3 項若しくは第 126 条第 3 項（これらの規定を第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）又は第 152 条第 7 項の認可を受けた者は、6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。	(新設)		
(過料に処すべき行為) 第 163 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした学校法人若しくは第 152 条第 5 項の法人の役員、評議員、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、仮処分命令により選任された役員、評議員若しくは清算人の職務を代行する者又は第 34 条第 2 項、第 50 条第 2 項、第 65 条第 2 項若しくは第 85 条第 1 項（これらの規定を第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により役員、評議員若しくは会計監査人の職務を一時行うべき者として選任された者は、20 万円以下の過料に処する。 (1) この法律に基づく政令【組合等登記令】の規定による登記をすることを怠つたとき。 (2) 理事会の議事録、評議員会の議事録、会計帳簿若しくはこれに関する資料、計算書類等、監査報告、会計監査報告又は財産目録等に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。 (3) 第 27 条第 1 項若しくは第 2 項、第 43 条第 5 項、第 78 条第 2 項、第 106 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を第 144 条第 3 項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第 107 条第 3 項若しくは第 4 項の規定（これらの規定を第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなかつたとき。 (4) 第 27 条第 3 項若しくは第 4 項、第 43 条第 6 項、第 68 条（第 144 条第 3 項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第 78 条第 3 項、第 86 条第 3 項、第 106 条第 3 項（第 144 条第 3 項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第 106 条第 4 項（第 149 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 107 条第 5 項（第 149 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定（これらの規定を第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくはその写し若しくは電	第 66 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、学校法人の理事、監事又は清算人は、20 万円以下の過料に処する。 (1) （略） (2) 第 33 条の 2 の規定による寄附行為の備付けを怠つたとき。 (4) 第 33 条の 3 の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。 (6) 第 47 条第 2 項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。 (3) 第 33 条の 2 の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだとき。 (7) 第 47 条第 2 項の規定に違反して、正当な理由がないのに、財産目録の閲覧を拒んだとき。		●（登記の届出等） 第 6 条 【⇒p62】

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
磁気記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は書面の謄本若しくは抄本の交付若しくは電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。 (5) 第49条第2項(第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を評議員会の会議の目的とせず、又はその請求に係る議案を評議員会に提出しなかつたとき。 (6) 第53条第1項若しくは第2項又は第86条第4項(これらの規定を第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定による調査を妨げたとき。 (7) 第71条第2項(第147条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(これらの規定を第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を評議員会の会議の目的としなかつたとき。 (8) 第108条第5項(第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (9) 第110条第2項又は第119条第1項(これらの規定を第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。 (10) 第117条第1項又は第119条第1項(これらの規定を第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。 (11) 第127条又は第128条第2項(これらの規定を第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。 (12) 第134条第1項(第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反して事業を行つたとき。 (13) 第136条第1項(第152条第6項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第136条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 第164条 第153条の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。	(新設) (新設) (新設) (5) 第45条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (8) 第50条の2第2項又は第50条の11第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。 (9) 第50条の9第1項又は第50条の11第1項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。 (10) 第53条又は第54条第2項の規定に違反したとき。 (11) 第61条第1項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。 (12) 第63条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 第67条 第65条の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。		● (電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第7条 [⇒p8]
附 則	附 則		
1 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。 2 この法律施行の際現に民法による財団法人で私立学校(学校教育法附則第3条の規定により存続する私立学校を含む。)を設置しているもの及び学校教育法附則第3条の規定により存続する私立学校で民法による財団法人であるもの(以下「財団法人」と総称する。)は、この法律施行の日から1年以内にその組織を変更して学校法人となることができる。 3 前項の規定により財団法人がその組織を変更して学校法人となるには、その財団法人の寄附行為の定めるところにより、組織変更のため必要な寄附行為の変更をし、所轄庁の認可を受けなければならない。この場合において、財団法人の寄附行為に寄附行為の変更に関する規定がないときでも、所轄庁の承認を得て理事の定める手続により、寄附行為の変更をすることができるものとする。 4 前項の組織変更は、学校法人の主たる事務所の所在地において登記を	1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略)		

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
することによって効力を生ずる。 5 前項の規定による登記に関し必要な事項は、政令【組合等登記令】で定める。 6 この法律施行の際現に存する民法による財団法人で各種学校のみを設置しているものは、第2項の期間内にその組織を変更して第152条第5項の法人となることができる。 7 第3項から第5項までの規定は、前項の場合に準用する。 8 第4条及び第8条第2項の規定中私立学校、私立高等学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法附則第3条の規定により存続する私立学校、私立中等学校並びに私立の大学（大学予科を含む。）、高等学校及び専門学校を含むものとする。 9 第2項の規定により財団法人がその組織を変更して学校法人となった場合において、当該財団法人が学校教育法附則第3条の規定により存続する私立学校を設置していたとき、又は同条の規定により存続する私立学校であつたときは、当該学校法人は、引き続いて、当該学校を設置することができる。 10 前項の規定により同項の学校を設置する学校法人に対して第3章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、前項の学校を含むものとする。 11 第4条第2号、第6条、第8条第2項及び第132条の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校（学校教育法附則第6条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校をいう。以下この項及び次項において同じ。）並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園（以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園」という。）を設置する者（学校法人及び社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下この項において同じ。）を除く。）によつて設置されたみなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法一部改正法附則第4条第1項の規定により設置された幼保連携型認定こども園をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び社会福祉法人によつて設置された幼保連携型認定こども園を含むものとし、第7条第1項の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を含むものとし、第132条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者及び幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。 12 学校法人立以外の私立の学校を設置する者又は学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者が学校法人を設立する場合における当該学校法人についての第18条第3項の規定の適用については、その設立の日から3年を経過するまでの間は、同項中「5人」とあるのは「3人」と、「6人」とあるのは「4人」とする。	5 （略） 6 この法律施行の際現に存する民法による財団法人で各種学校のみを設置しているものは、第2項の期間内にその組織を変更して第64条第4項の法人となることができる。 7 （略） 8 第4条及び第9条第2項の規定中私立学校、私立高等学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法附則第3条の規定により存続する私立学校、私立中等学校並びに私立の大学（大学予科を含む。）、高等学校及び専門学校を含むものとする。 9 （略） 10 （略） 11 学校法人及び第64条第4項の法人が有しななければならない施設及び設備に関しては、第25条第2項（第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、別に学校の施設及び設備の基準に関して規定する法律が制定施行されるまでは、なお従前の例による。【削る】 12 第4条第2号、第6条、第9条第2項及び第59条の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校（学校教育法附則第6条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校をいう。以下この項において同じ。）並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園（以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園」という。）を設置する者（学校法人及び社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下この項において同じ。）を除く。）によつて設置されたみなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法一部改正法附則第4条第1項の規定により設置された幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）及び社会福祉法人によつて設置された幼保連携型認定こども園を含むものとし、第5条及び第8条第1項の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を含むものとし、第59条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者及び幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。 (新設)		●（登記の届出等） 第6条 【⇒p62】

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
附 則			
(施行期日) 第 1 条 この法律は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 11 条の規定は、公布の日から施行する。			
(役員及び評議員の資格等に関する経過措置) 第 2 条 この法律の施行の際現に在任する学校法人（この法律による改正後の私立学校法（以下「新私立学校法」という。）第 152 条第 5 項の法人を含む。以下同じ。）の役員（新私立学校法第 23 条第 2 項に規定する役員をいう。以下同じ。）及び評議員については、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、新私立学校法第 31 条、第 46 条、第 62 条及び第 146 条第 1 項（これらの規定を新私立学校法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、その資格及び構成については、なお従前の例による。 2 この法律の施行の際現に在任する学校法人の役員及び評議員についての施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から令和 9 年 4 月 1 日（大臣所轄学校法人等（新私立学校法第 143 条（新私立学校法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）に規定する大臣所轄学校法人等をいう。以下同じ。）にあつては、令和 8 年 4 月 1 日）以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までの間における新私立学校法第 31 条第 6 項、第 46 条第 3 項並びに第 62 条第 4 項及び第 5 項（これらの規定を新私立学校法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、新私立学校法第 31 条第 6 項、第 46 条第 3 項及び第 62 条第 4 項中「2 人以上の評議員」とあるのは「3 人以上の評議員」と、同条第 5 項第 3 号中「6 分の 1」とあるのは「3 分の 1」とする。			
(役員及び評議員の任期に関する経過措置) 第 3 条 この法律の施行の際現に在任する学校法人の役員又は評議員である者の任期は、新私立学校法第 32 条第 1 項、第 47 条第 1 項及び第 63 条第 1 項（これらの規定を新私立学校法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の役員又は評議員としての残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和 9 年 4 月 1 日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。			
(会計帳簿等に関する経過措置) 第 4 条 新私立学校法第 68 条（会計帳簿及びこれに関する資料並びに貸借対照表等（貸借対照表、収支計算書及び事業報告書並びにこれらの附属書類、監査報告並びに会計監査報告をいう。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）、第 102 条、第 103 条（第 1 項を除く。）、第 104 条から第 106 条まで、第 137 条（第 2 号中貸借対照表等に係る部分に限る。）及び第 151 条（第 2 号中貸借対照表等に係る部分に限る。）（これらの規定を新私立学校法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る会計帳簿及びこれに関連する資料並びに貸借対照表等について適用し、施行日前に開始し			

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
た会計年度に係る貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書の作成、備置き、閲覧、公表、理事会への提出並びに評議員会への提出及び報告については、なお従前の例による。 2 新私立学校法第 101 条（新私立学校法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する会計年度の会計について適用する。			
（評議員の損害賠償責任等に関する経過措置） 第 5 条 この法律の施行の際現に在任する学校法人の評議員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。			
（学校法人の組織に関する訴えに関する経過措置） 第 6 条 新私立学校法第 138 条（新私立学校法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）並びに第 139 条（新私立学校法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 269 条（第 1 号から第 3 号までに係る部分に限る。）、第 270 条、第 271 条（第 2 項を除く。）、第 272 条から第 275 条まで及び第 277 条の規定は、学校法人の設立、吸収合併又は新設合併のうち、それぞれ学校法人の成立の日、吸収合併の効力が生じた日又は新設合併の効力が生じた日が施行日以後であるものについて適用する。			
（役員又は清算人の責任追及の訴えに関する経過措置） 第 7 条 新私立学校法第 141 条（新私立学校法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 279 条、第 280 条の 2、第 281 条第 4 項及び第 283 条第 1 項の規定は、施行日以後に提起された役員又は清算人の責任を追及する訴えについて適用する。			
（会計帳簿等の提出命令に関する経過措置） 第 8 条 新私立学校法第 142 条（新私立学校法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に提起された訴訟における会計帳簿又は計算書類及びその附属明細書の提出の命令について適用する。			
（大臣所轄学校法人等の特例に関する経過措置） 第 9 条 この法律の施行の際現に存する学校法人で大臣所轄学校法人等に該当するもの（次項において「既存大臣所轄学校法人等」という。）については、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、新私立学校法第 144 条第 1 項（新私立学校法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。 2 既存大臣所轄学校法人等については、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、新私立学校法第 145 条（新私立学校法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。			

改正後（全文）	改正前（改正部分）	準用する一般社団・財団法人法 (紫・下線は読替え後)	引用する施行令・施行規則 (下線は改正後)
(罰則に関する経過措置) 第 10 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 2 施行日が刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行の日（以下この項において「刑法施行日」という。）前である場合には、<u>刑法施行日の前日までの間における新私立学校法第 157 条第 1 項、第 158 条第 1 項及び第 2 項、第 159 条並びに第 162 条の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。</u>			
(政令への委任) 第 11 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。			
(検討) 第 12 条 政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。			